

令和8年6月1日

1. 出席議員

1番	高橋	信広
2番	花下	主茂
3番	坂本	治郎
4番	水町	典子
5番	古賀	邦彦
6番	久間	寿紀
7番	原田	英雄
8番	小山	和也
9番	高山	正信
10番	川口	堅志
11番	田中	栄一

12番	堤	康幸
13番	石橋	義博
14番	牛島	孝之
15番	服部	良一
16番	中島	信二
17番	栗原	吉平
18番	三角	真弓
19番	森	茂生
21番	川口	誠二
22番	橋本	正敏

2. 欠席議員

20番	栗山	徹雄
-----	----	----

3. 本会議に出席した事務局職員

事務局 長	秋山	勲
事務局 長 補 佐	加藤	邦博
事務局 次 長	野村	美幸
事務局 主 任	古賀	真知子
書 記	松尾	眞吾

4. 地方自治法第121条により出席した者

市 長	簗 原 悠太朗
副 市 長	原 亮 一
教 育 長	城 後 慎 一
総 務 部 長	塚 本 真 弓
未来創造戦略室長	鵜 木 英 希
市 民 部 長	牛 島 新 五
健康福祉部長	丸 山 隆
産業経済部長	田 中 和 己
建設整備部長	山 口 幸 彦
教 育 部 長	馬 場 浩 義
総 務 課 長	清 水 正 行
財 政 課 長	栗 山 哲 也
防災安全課長	毛 利 昭 夫
健康推進課長	末 廣 英 子
農業振興課長	栗 原 勝 久
林業振興課長	月 足 和 憲
観光振興課長	持 丸 弘
建 設 課 長	木 村 孝
第一整備室長	堤 辰 幸
第二整備室長	轟 研 作
学校教育課長	高 巢 雅 彦
教育指導課長	堤 明 久
農業委員会事務局長	石 橋 武
上 陽 支 所 長	大 坪 励 子

議 事 日 程 第 2 号

令和8年6月1日（月） 開議 午前10時

日 程

第1 一般質問

（質問の順序）

- 1 田 中 栄 一 議員
- 2 水 町 典 子 議員
- 3 堤 康 幸 議員
- 4 久 間 寿 紀 議員

本 日 の 会 議 に 付 し た 事 件

第1 一般質問

午前10時 開議

○議長（橋本正敏君）

おはようございます。本日から一般質問でございます。質問される方、応答される方、皆様に分かりやすく、簡潔、具体的によりしくお願いいたします。

お知らせいたします。水町典子議員要求の資料を配信いたしております。

ただいまの出席議員数が定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程につきましては、会議規則第19条の規定により配信いたしておりますので、御了承を願います。

日程第1 一般質問

○議長（橋本正敏君）

日程第1．一般質問を行います。

順次質問を許します。

11番田中栄一議員の質問を許します。

○11番（田中栄一君）

皆さんおはようございます。11番田中栄一でございます。傍聴においでの皆様、またネットを御視聴の皆様、お忙しい中にありがとうございます。

今回、私は公立八女総合病院の経営安定化に向けた今後の展望について市の考え方をお尋ねしたいと通告しておりますが、この件に関しましては、3月定例議会で同僚議員からも経

営改善などについて質問がっております。

本来、公立八女総合病院は公営企業法の全部適用を受けた一部事務組合であり、独立採算が大原則で、公立八女総合病院企業団議会の範疇に属するものです。

しかし、現在の経営状況を鑑みますと、公立八女総合病院企業団の構成自治体である八女市でも、継続のための何らかの支援、アクションを起こす必要があると思い、質問するものです。

公立八女総合病院は、昭和24年に内科、外科の診療体制で開院し、その後、幾多の組織変更や診療科の拡充を経て、現在では地域に必要な高度急性期医療を担う中核病院として住民の医療を支えてきております。その間、何度も経営状況の危機がありましたが、病院の経営努力によって乗り越えられてきました。

また、年間延べ患者数およそ17万人のうち、そのほとんどは八女市民が利用しており、私は市民病院と言っても過言ではないと思っております。

しかし、現在の経営状況は、内部留保も底をつくような状況で、令和8年度医業活動によるキャッシュフローは約8億円の赤字を見込み、10億円の一時借入れが見込まれています。すなわち令和8年度中にいつ破綻してもおかしくない危機的経営状況に陥っていると言えます。

公立八女総合病院企業団議会では、幾度となく経営安定のための抜本的対応を急ぐべきだと提言してきましたが、ここに来て、ようやく経営安定化計画が示され、医師の調整や病床数の見直しなど、効率化、合理化の対策が進められると期待しております。

しかし、この危機的状況を脱するためには、構成自治体であります八女市、広川町の絶大な支援も必要であると考えております。

そこで、次の4点について執行部にお尋ねをします。

まず1点目に、公立八女総合病院の経営安定化に対する八女市の基本姿勢と対応をどう考えているか。

2点目に、企業団構成自治体の広川町と経営安定化に向けた協議は進めているか。

3点目に、経営安定化に向けた八女市の支援策をどう考えているか。

4点目に、企業長任命権者である首長の経営に関する参画をどう考えられているか。

以上、詳細については質問席にて順次質問しますので、執行部におかれましては、簡潔明瞭な答弁を期待しております。

○市長（簗原悠太郎君）

皆さんおはようございます。本日から一般質問4日間どうぞよろしくお願いいたします。

11番田中栄一議員の一般質問にお答えいたします。

1、公立八女総合病院の経営安定化に向けた今後の展望について市の考えは(1)公立八女

総合病院の経営安定化に対する八女市の基本姿勢と対応をどう考えているか（公立八女総合病院経営安定化計画の提案を受けて）というお尋ねでございます。

公立八女総合病院の経営安定化については、同病院が八女・筑後医療圏において最大の規模と機能を有する中核的な医療機関であることから、大変重要な課題であり、早急な改善が必要であると認識しております。

さきに企業団議会に示された公立八女総合病院経営安定化計画にも、本年度中に企業団の現預金残高が枯渇するおそれがあるなど、危機的な経営状況が示されておりますので、本市といたしましても、地域医療の継続の観点から、同病院の経営安定化については、最重点課題の一つとして対応してまいります。

続いて、(2)企業団構成自治体（広川町）と経営安定化に向けた協議は進めているかというお尋ねでございます。

本市と広川町は、公立八女総合病院企業団の構成自治体であるため、その経営安定化については共通の重要課題として、緊密に連携しながら対応しております。

また、同企業団の経営安定化に必要となる個々の具体的な施策についても、広川町と十分に協議を重ねながら、実施してまいります。

(3)経営安定化に向けた八女市の支援策をどう考えているかというお尋ねでございます。

本市としましては、本年度より、2人の部課長級の職員を企業団に派遣し、経営改善担当として配置することで、病院の設置者である市町とも緊密な連携を取りながら、企業団と一体となった迅速な経営再建を進めているところでございます。

また、運営資金の面でも厳しい状況であることから、日々の経営状況について財務指標や経営指標の動きを短い期間で細かく把握し、医療の安定的な提供に必要となる適切な支援を選択してまいります。

企業団に対しては、あくまでも地方公営企業に求められる独立採算の原則に則した自助努力を強く求めながらも、まずは地域医療の安定継続を最優先とした適切かつ効果的な支援を実施してまいります。

(4)企業長任命権者である首長の経営に関する参画をどう考えられているかというお尋ねでございます。

企業団の設置者であり、その企業長の任命権を持つ構成自治体の首長は、法的にも企業団経営の最高責任者であり、財政面においても最終的な責任を負う立場であると認識しております。

一方、企業団の日常的な経営においては、任命された企業長が代表者を務め、経営執行の責任者という形で運営をしております。

ただし、公立病院の経営環境が不安定化し、業績が悪化している現状を踏まえれば、今後、

経営力の補強といった観点から、首長と企業長との役割分担や組織設計の見直しは検討項目の一つになり得るものと考えております。

以上、御答弁申し上げます。

○11番（田中栄一君）

ありがとうございます。

再質問に先立ち、公立八女総合病院に対する私の考え方について述べておきます。

八女市議会では、平成29年9月議会で地域医療あり方検討委員会が立ち上げられ、同30年1月の全員協議会に委員長から審議結果の報告がなされました。

結論として、公立八女総合病院は今後も公立として残していくことが適当であるとのことでした。

理由として、1点目に、八女地域の基幹的な医療機関として、民間医療機関による提供が困難な医療を提供し、市民が安心して受診できる体制が整っている。2点目に、八女市は今後高齢化や人口減少が進むことが予想される中で、八女市全域の医療体制の確保が重要である。当病院では、高度急性期医療、急性期医療、回復期の機能並びに在宅医療も担っている。3点目に、民間への転換は企業としての存続に危険性があり、公立で運用すべきであるとのこと。

この報告がなされて8年、当時よりも経営状況はさらに悪化しておりますが、この結論は今でも継続しており、私自身もこの結論に賛同した考えで質問するものです。

それでは、1点目の公立八女総合病院の経営安定化に対する八女市の基本姿勢と対応をどう考えているかということについて質問します。

公立八女総合病院では、2月16日に赤字解消の手段として、経営安定化計画を公立八女総合病院企業団議会全員協議会に報告されました。その後、3月議会全員協議会の席上、八女市議会にも経営安定化計画の内容説明がありました。

この経営安定化計画は公立八女総合病院企業団の内部事務であり、構成自治体には当然に報告、相談があるべきではないかと私は思います。

市長、もしくは関係部署への正式報告、あるいは相談はあっておりますでしょうか。

○健康福祉部長（丸山 隆君）

お答えをいたします。

この公立病院の経営安定化計画については、公立八女総合病院議会のほうではまだ継続審議ということではお聞きをしておりますが、計画の内容としては、私どもも目を通させていただいておるという状況でございます。

○11番（田中栄一君）

今、確かに継続審議になっておりますけれども、令和8年度の公立八女総合病院企業団の

予算では、もう既にその借入れなり、そういった部分の予算が生じておりますし、その債務保証関係も当然に発生してくると。また後ほどお尋ねしますけれども、やはりこういったやつについても、本来は予算の時点から構成自治体に対しては協議を進めていくべきじゃないかと私自身は感じておりますが、そういった部分が明確に私どもには、私も公立八女総合病院企業団議会の一員でございますけれども、明確に示されておりましたので、確認をしておきたいと思いますが、市長のほうにはそういった予算の段階から、そういった部分についても組み込むということの協議はあっておりますでしょうか。

○市長（簗原悠太郎君）

お答え申し上げます。

公立八女総合病院企業団のほうからは、公立八女総合病院企業団議会のほうに予算を上程する前に、当然その中身については私にも説明はしてもらっているところでございます。

その予算の具体的に10億円の借入れが必要だということについても当然話を伺っておりますけれども、その借入れをどこからするのか、構成自治体なのか、銀行等民間なのかということについてはまだ継続審議だということで、当然そこを自治体から貸し出すということになれば、当然この八女市議会の皆様にもお話を、御相談をさせていただかないといけないというところですが、現時点で公立八女総合病院企業団のほうでも、まだこの借入れ先は決定していないということで、そこはしかるべきタイミングで、また八女市議会のほうにも御報告はさせていただきたいと考えております。

以上です。

○11番（田中栄一君）

この点につきましては、また後ほど触れたいと思います。

市長は、地域医療継続の観点から大変重要な課題であり、早急な改善が必要であると認識しておるということで、同病院の経営安定化について、最重点課題として対応すると答弁されております。経営安定化計画が議会に説明されてから3か月が過ぎようとしておりますが、どのような対応をしようとされているのかお尋ねしたいと思います。具体的にお願ひしたいと思います。

○健康福祉部長（丸山 隆君）

お答えをいたします。

公立八女総合病院の経営の改善に向けた取組として、八女市としましても今年4月から職員の派遣という形で、経営改善推進室という部署を病院内に設置いただいて、派遣をして、その経営改善の取組を行っているところでございます。その職員とも私ども定期的に協議をさせていただいて、状況の報告、今後の検討課題の洗い出しといったもので報告をいただいておりますという取組を今行っているところでございます。

以上です。

○11番（田中栄一君）

次に、2点目の公立八女総合病院企業団構成自治体の広川町と経営安定化に向けた協議は進めているかということです。

私のほうが先読みし過ぎているのかもしれませんが、公立八女総合病院企業団議会の中での広川町サイドの発言は消極的な発言であり、積極的に公立八女総合病院を支え、存続していこうというものが私には感じられませんでした。

この件に関して、3月議会での市長の答弁では、広川町サイドの発言は、自治体からの借入れを希望するのであれば、実効性のある再建計画を提出すべきと、出すべきとの意見であったと認識しているとの考えでございました。

しかし、事態は逼迫していると考えますので、どのように対応するのか、広川町と意見交換をしておくべきではないかと考えます。

公立八女総合病院企業団は、当初より言うておりますように、独立採算が原則でございますので、八女市、広川町がどうこうせよということは論外でございますけれども、冒頭でも申し上げましたとおり、公立八女総合病院は市民病院的位置づけにあると私は思っていますので、当然、八女市からも広川町に対して積極的に働きかけを行っていくべきではと思っております。

答弁では、共通の重要課題として緊密に連携しながら対応しているとのことですが、広川町と、この件に関して首長レベル、あるいは事務担当レベルでどのような協議がなされたものでしょうか。協議がされたならばその内容と、市長が感じられた広川町のお考えをお聞かせ願いたいと思います。

○市長（簗原悠太郎君）

お答え申し上げます。

構成団体の1つである広川町とは、日々この公立八女総合病院の今後については、先ほどの冒頭の答弁で申し上げたとおり、緊密に連携をして議論しておりますけれども、その議論の具体的な内容としましては、当然この足元の公立八女総合病院の経営をどう再建していくのかということもございますし、また公立八女総合病院に限らず、この八女・筑後医療圏ということで、同じ医療圏に属しておりますので、全体の医療を今後どうするのかということについても当然議論をしているところでございます。

そういったところで、議員のほうからは広川町は消極的だと受け止められたというところの御指摘がありましたけれども、前回の3月議会でも申し上げたとおり、広川町のほうから発言のあった、自治体から貸出しをするのであれば、当然経営再建の計画はしっかりしないといけないという、そこは当然その認識は我々も共有しているところで、もちろんまだ10

億円の借入れ先は決まっていない状況ですので、そこに関しては、まだ具体的なところは述べられませんが、当然借入れをどこからするにしても、いずれにせよ、この経営の再建プランがしっかりしていないといけないというところで、そこは当然、構成自治体のほうから、その中身についてはしっかり助言なり、議論はしていかなければいけないと思いますので、そこは広川町と足並みをそろえながら、よりしっかりした、実効性のある経営再建のプランとなるように、引き続き連携しながら取り組んでまいりたいと思っております。

以上です。

○11番（田中栄一君）

構成自治体は、開設当初は28町村で開設されておりますが、今現在は、市町村合併によって八女市と広川町の2自治体になっております。

そこで、一部事務組合の構成といいますか、そういう部分の中で、これを退会する場合は、原則的には八女市議会でも当然その議決が必要になりますが、平成25年に法改正が行われて、通告しておけば、その2年後に自動で退会というか、退出できるという法律の改正もあっております。そういった部分では、やはり広川町も公立八女総合病院にとっては大事な構成自治体でございますので、そこら辺、十分加味しながら、広川町とともにやっていきたいと思いますというメッセージを送り続けていただきたいと思いますと思っております。

それから、3点目に入りますけれども、経営安定化に向けた八女市の支援策をどう考えているかということについてもお尋ねしておきます。

まず、市長答弁で言われました適切かつ効果的な支援、これはこういったことを想定されておりますでしょうか。具体的な考えがあればお示し願いたいと思います。

○健康推進課長（末廣英子君）

御説明いたします。

公立八女総合病院に対する財政的支援といいますのは、交付税で措置されている部分ということになりますけれども、それ以外の部分を八女市独自で支援できるのか、そういった制度があるのかというところについては今のところ不明でございまして、公立八女総合病院企業団のほうでもそれについては研究が進められているというところだと思います。

いずれにしても、八女市だけで何かを決めるということとはできないと思っております、広川町との御協議があって、また公立八女総合病院企業団議会、市議会等の承認がなければ進められないものと解釈しているところでございます。

以上でございます。

○11番（田中栄一君）

公立八女総合病院の令和8年度予算では、第6条で一時借入金の限度額は10億円と定められ、公立八女総合病院企業団議会の賛成多数によって可決されたことは、市長も公立八女総

合病院企業団議員として御承知だと思います。

私は予算審議の中で、その借入れ先等についてお尋ねいたしましたが、借入れは民間金融機関を想定している。病院資産は行政財産であるため、担保にすることができず、構成自治体の債務保証、すなわち八女市、広川町の債務負担行為の議会議決が求められるとのことです。確かにそのとおりです。これは大変ハードルが高いのではないかと危惧しております。

また先ほど来お尋ねしますと、どこから借りるのかということも決まっていないということで、実質的にはもう目の前に既に資金が枯渇するような状況なんですよ。そういった中で、まだそういった部分で決定していない、そこら辺は事前準備というのをしっかりと公立八女総合病院もやるべきじゃないかと私は思っておりますけれども、債務保証関係の正式な相談は市長にあっておりますか。

○市長（簗原悠太郎君）

お答え申し上げます。

現時点で、正式にこの債務保証に関する申入れ等は来ていない状況でございます。

公立八女総合病院議会のほうでは、今、議員から御指摘いただいたとおり、構成自治体からの債務保証というのも一つの選択肢として提示されましたけれども、そこは当然、最終決定の前段階等で、しかるべきタイミングでそこは公立八女総合病院企業団のほうから相談、報告等があると思いますので、当然それまでもしっかりと議論をしながら、最終的に正式に仮に構成自治体のほうに依頼があった場合には、当然この八女市議会のほうにも報告をさせていただきまして、そこはしかるべき段取りを踏んで、今後、公立八女総合病院企業団、また構成自治体で議論してまいりたいと思います。

以上です。

○11番（田中栄一君）

ここで公立八女総合病院のことをいろいろ言ってもあれなんですけれども、何か危機が目の前に迫っているのに、どうも判断が、スピードがないというか、そこら辺しっかり考えることも大事でしょうけれども、やはりもう少ししっかり先読みをしながらやっていってほしいという希望が私の中にはあります。

今、債務保証というのは、まだ正式にはないというお話でございまして、この債務保証については、当然債務負担行為で予算の中に議案として上げるべき項目なんですけれども、タイミングがあるわけですよ。もう今回、6月議会での予算は上げられておりません。ひょっとしたら、8月ぐらいに資金が枯渇するかもしれません。9月議会で債務負担行為をして、果たして間に合うのかどうか。いろいろ事務手続とか、そういった部分がありましょから、そこら辺、金融機関関係はきちっと厳密にしていきますので、そこら辺については何度も申し上げますけど、やはり先読みしてやっていくように、協議の場でも八女市自体が

リーダーシップを取ってでもやるように、確かに一部事務組合ですから、いろいろなことは言えません。干渉できません。けれども、やはり病院がなくなって困るのは八女市民なんですよね。確かに八女市民の中には、自分たちの税金を投入する必要があるのか、それについてはというお話もございます。私自身も批判を受けるかもしれません。だけど、やっぱりこの病院、前回の3月議会では、市長はリスクと、それから何とおっしゃいましたかね、とにかくそういう二面性があるという中で考えていかにやいかんということでございましたけれども、そこら辺は実際に適正化計画を定義して、そして、まだ継続審議という形かもしれませんが、この分については議案じゃないわけですよ。公立八女総合病院企業団にしても議案の部分じゃないと思うんですよ。だから、全員協議会で審議されたんじゃないかと思っております。

どの段階で議会議決という姿になるのかという部分が見えておりません。だから、そういった部分で右往左往しよっても、経費はどんどんかさんでいきます。今日からは診療報酬改定で3.09%見直しがあつて、初診料とかいろいろ負担が大きくなる、人件費とか、いろんな諸経費に充てるようにということで実際に施行されました。そういった中で、様子見というんじゃないくて、やはりそれが実際に危機が目の前にあるわけですから、それについては何回も言いますが、事前にそういったシミュレーションをやるべきじゃないかと。それについては、八女市も広川町もそのシミュレーションに対してしっかり提言をしていただきたいと思いますと思っております。

我々はこういった場でしか実際に言うことができませんし、どうするという決定権、執行権を持っていませんので、そこら辺については行政サイドのほうで先駆けてやってほしいなという思いがしております。

それから、先ほど支援の方法、これは私は公立八女総合病院企業団議会の中での質疑に対する部分を取り上げて言っておりますけれども、債務保証ばかりではなくて、直接財政支援、そういったものも考えられると思います。

先ほどの中では、まだちょっと公立八女総合病院企業団議会のほうでも、どのような方法がいいのかというのを研究を進められているということですが、これは財政発動すれば、債務負担行為も一緒なんですけれども、市民の税金を利用するわけですから、市民に対して納得のいく理由が必要であることを承知しておく必要が財政当局にはあると思います。担当課長どうですか。

○財政課長（栗山哲也君）

御説明いたします。

議員おっしゃるとおり、公立八女総合病院企業団への負担金の支出となれば、当然市議会の承認を得ることになりますし、強いては市民の方に説明をした上で、納得のいく負担金と

することが必要かと思っておりますので、十分な内部での協議と市議会もしくは市民への説明が必要かと思っております。

以上です。

○11番（田中栄一君）

この問題に関しては、市民も非常に関心が高いと思っておりますので、ぜひそこら辺、開示できない部分もあるかとは思いますが、きちんと市民に説明責任を果たしていただきたいと思っております。

それから、財務以外にも人的支援、今現在、4月から部課長級を2名派遣されております。当然、公立八女総合病院では、経営改善推進室を設置されまして、そこに従事されているわけですが、派遣職員、先ほど部長からでしたかね、いろいろ密接に連携を取り合ったり報告いただいているということで分かりました。

ところが、以前も経営刷新のために部長級の職員を派遣しておりました。これは、こういったことを言っているのか分かりませんが、公立八女総合病院企業団独特の閉鎖的風土といますか、なかなかうまくいかなかったと、孤立化していたというお話も聞いております。私だけが聞いたのかもしれませんが。そのようなことがないように、市長自ら率先して改善に携わる必要がありはしないかと考えます。市長、この点についてはどのようにお考えですか。

○市長（簗原悠太郎君）

お答え申し上げます。

議員からお話いただいたとおり、この4月から部課長級の職員を2名派遣しておりますけれども、そのときにそれが形式的な派遣になっては何の意味もない、その派遣した職員がしっかり内部で公立八女総合病院企業団の職員とも、企業長を含め、公立八女総合病院企業団の職員ともコミュニケーションを取りながら、効果的にしっかり現地で、現場で働いてもらうということが大事だと思います。

そのためにも、当然この公立八女総合病院企業団のトップである企業長とは日々どういった形でこの2人派遣した職員を中で活用していただくかというところは事前にしっかり打合せもしていたところですし、まず派遣した職員も定期的に市役所に来てもらって、内部での経営状況だったり、内部での議論状況等も共有してもらいながら、密に連携を取っておりますので、引き続きしっかりと現地で公立八女総合病院企業団職員ともコミュニケーションを取って、しっかりやってもらえるように、今後とも密接にコミュニケーションを図ってまいりたいと思います。

以上です。

○11番（田中栄一君）

今、市長がおっしゃったように、派遣して特別の任に当たっているわけですので、やはりそこら辺はしっかり市長のバックアップが必要だと思いますので、そこら辺については十分にやっていただきたいと思います。

4点目に、企業長任命権者である首長の経営に関する参画をどう考えられているかということでございます。

公立八女総合病院は、公営企業法の全部適用を受けた企業であることは申し上げました。独立採算性である公立八女総合病院企業団の最高責任者である企業長には、構成団体の長、市町の長が共同して任命する者がつきますが、その公立八女総合病院企業团组织に構成団体の長が理事者として経営に参加することは、法的にも実務的にも可能でございます。

ただし、専門性の不足や多忙による形式化、それから、政治的対立と責任の所在の曖昧化など、課題もあるんじゃないかと思います。

しかし、長の参画によって、政治決断のスピードアップを図ることができるんじゃないでしょうか。私はこういった点からも、首長は監視者たる議会議員ではなく、執行権限を持つ理事者として経営に参加したほうがよいのではないかと考えております。

市長答弁では、検討項目の一つになり得るということでございますけど、再度この点について市長の考えをお尋ねしておきます。

○市長（簗原悠太郎君）

お答え申し上げます。

冒頭の答弁で申し上げましたとおり、今、公立八女総合病院の経営状況というのは本当に危機的、後がない状況でございますので、そこはしっかり構成自治体として、その改善、経営の立て直しには参画していかないといけないと思っております。

その中で、首長の立ち位置、位置づけでございますけれども、そこはやはり一義的には公立八女総合病院企業団が、あくまで企業長が基本的な経営の責任を負うという、まずは公営企業法の位置づけがございますので、その法的な位置づけに基づいて、公立八女総合病院企業団のほうから要請なり、相談があった場合には当然対応していきたいと思っておりますけれども、そこは一義的にまずは公立八女総合病院企業団のほうで決定がされるものと考えております。

ただ、繰り返しになりますけれども、本当にそこは最終的な責任は構成自治体が取らないといけない、これが公営企業法上の位置づけでもあると思っておりますので、そこはしっかり位置づけ、立てつけも様々あると思いますが、いずれにせよ、今しっかり広川町も含めて、構成自治体もその経営の再建の議論にあってはしっかり中に入ってやっておりますので、法的な制度上の立てつけについては、引き続き一番効果的な在り方というのを議論してまいりたいと思います。

以上です。

○11番（田中栄一君）

そういうことで、公立八女総合病院企業団のほうが動かないと、なかなか構成自治体としても動けないという部分もあると思うんですけども、やはりそこはしっかり音頭を取ってやっていただきたいと思っております。

私は、地域医療在り方検討委員会の審議期間中に、地元校区ではありましたが、公立八女総合病院について、公立として存続すべきか否かのアンケート調査を実施しました。

アンケートの中には、病院に対する辛辣な不満も多数ありましたが、結論として、命を預ける大事な病院であり、ぜひとも存続していただきたいとの声が9割を超えておりました。

市長には、賛否両論の中で苦しい、厳しい決断を迫られると思いますけれども、公立として存続するという前向きな姿勢で政策を進めていただきますことを期待いたしまして、私の質問を終わります。

○議長（橋本正敏君）

11番田中栄一議員の質問を終わります。

10時50分まで休憩します。

午前10時40分 休憩

午前10時50分 再開

○議長（橋本正敏君）

休憩前に引き続き一般質問を再開します。

4番水町典子議員の質問を許します。

○4番（水町典子君）

皆様おはようございます。議席番号4番、公明党の水町典子でございます。お忙しい中、傍聴にお越しいただきました皆様、またインターネット中継を御覧の皆様、大変にありがとうございます。

このほど、ハワイの真珠湾で行われた平和の式典では、星野村の星のふるさと公園で守り続けられている広島原爆の残り火がともされました。星野村からこの火を真珠湾へ持参されたのは、広島原爆の子の像のモデル佐々木禎子さんの兄、佐々木雅弘さんです。

禎子さんは2歳のときに被爆、10年後、小学6年生のときに白血病を発症。治ることを祈りながら、生きたいと願いを込め、1,300羽以上の鶴を折り続け、亡くなりました。

式典には、禎子さんをはじめ多くの人命を一瞬で奪ったあの原爆を投下するよう命じたトルーマン元大統領の孫や東條英機元首相のひ孫が出席。同時に、その火を吹き消すことで、怒りや悲しみ、憎しみを希望に変えて、心の終戦を宣言することが目的とされていました。

そのような式典が開催される一方で、国連本部でのNPT核兵器不拡散条約再検討会議で

は、これまで3回連続となる成果文書不採択という非常に残念な結果となり、事実、すぐに使用可能なミサイルへの核弾頭の配備数が、本年1月時点では4,000発に至ったと推計され、世界では核兵器が再び使われるかもしれない危機的な状況下にあります。

星野村に残り火をともし続けているここ八女市から世界の平和を願い、根気強く核廃絶を訴え続けてまいりたい。

昨年9月議会の一般質問で、来庁される市民の皆様や多くの市民の皆様とともに千羽鶴を折り、平和の式典などへ献呈することを御提案いたしました。私は真剣に御提案させていただきましたので、どうか前向きに御検討いただいて、八女市だからこそ深い意味を持つ平和運動の一つとして、今後展開されますことを祈っております。

前置きが少し長くなりましたが、今回は大きく3点質問をさせていただきます。

1、市内各道路に対する市の安全対策について、2、学校選択制度の現状と課題について、3、市内小・中・義務教育学校における学校給食の現状と課題についての3点であります。

詳細は質問席にて行ってまいります。八女市の皆様の命と暮らしを守るため、お役に立てるような質問としてまいります。最後まで御清聴のほど、何とぞよろしくお願い申し上げます。

○市長（簗原悠太郎君）

4番水町典子議員の一般質問にお答えいたします。

1、市内各道路に対する市の安全対策について、(1)LINEによる道路損傷通報システムの運用状況及び今後の利活用についてのお尋ねでございます。

LINEによる道路損傷通報システム導入後は、市民の皆様から一定数の通報をいただいております。職員や施設管理班による即日の応急対応や、大規模な場合は業者委託を行うなど、危険箇所の早期発見と修繕につながっております。

今後も広報紙や市の公式ホームページにおいて、システムの継続的な周知に努め、より多くの方に手軽に通報いただけるよう利活用を推進し、安全な道路環境の維持管理に役立ててまいります。

(2)自転車の青切符制度導入に伴う道路の環境整備についてのお尋ねでございます。

本年4月から自転車の交通反則通告制度、いわゆる青切符制度の導入により、自転車の交通違反に対する取締りが強化されたことを踏まえ、自転車利用者が安全に通行できる道路環境の整備は大変重要であると認識しております。

歩道のない道路におけるグリーンベルトや路肩のカラー舗装の設置、交差点の安全対策など、歩行者、自転車、自動車がそれぞれ安全に通行できる空間の確保に向け、国や県、警察等の関係機関とも連携を図りながら、道路環境の整備に努めてまいります。

(3)の自転車の青切符制度導入に伴う安全教育や周知について、また、2の学校選択制度

の現状と課題について、及び3の市内小・中・義務教育学校における学校給食の現状と課題については、この後、教育長が答弁いたします。

以上、御答弁申し上げます。

○教育長（城後慎一君）

4番水町典子議員の一般質問にお答えいたします。

1、市内各道路に対する市の安全対策について、(3)自転車の青切符制度導入に伴う安全教育や周知についてでございます。

本市の児童生徒に関しましては、各学校におきまして、児童生徒や保護者に対し、本制度の確実な周知と児童生徒に対しての安全教育に努めているところでございます。

学校保健安全法では、各学校に学校安全計画の策定と実施が義務づけられており、各学校では、教育指導計画に明記し、計画的、組織的な指導を行っているところでございます。

教育委員会といたしましては、定例校長会などの場を活用し、今回の制度の改正を契機に制度の趣旨や概要について、さらに周知の徹底、指導の充実を図ってまいり所存でございます。

2、学校選択制度の現状と課題について、(1)学校選択制度の現状についてでございます。

本市は、学校教育法施行令の規定に基づき、通学区域制度の弾力的運用、いわゆる学校選択制度を導入しており、保護者の責任に基づいた学校選択の意思を尊重することにより、子どもたち一人一人が自らに適した教育環境で、個性や能力を一層伸ばすことができる取組を推進しております。

この制度の利用者の実績につきましては、配信している資料のとおり、年々利用者数は増加している状況でございます。

(2)部活動による学校選択制度の現状についてでございます。

学校選択制度において、中学校及び義務教育学校の後期課程の部活動は、進学先を決めるきっかけの一つとなっております。

実際にやりたい部活動を求めて学校を選択する生徒がおり、直近のデータでも毎年度10名程度がその理由で進学先を選択、通学している状況でございます。

(3)送迎などの現状と課題についてでございます。

登下校の送迎の現状と課題としましては、送迎車両が特定の時間帯に集中することによる周辺道路の渋滞や、本来の校区内から徒歩で登校してくる児童生徒との接触リスクなど、安全面への懸念が生じており、送迎ルールの周知徹底などが課題であると認識しております。

3、市内小・中・義務教育学校における学校給食の現状と課題についてでございます。

(1)学校給食特色化事業について。

学校給食特色化事業とは、保護者の経済的負担を大幅に軽減しながら、同時に給食の質を

高め、子どもたちの食育や郷土愛を育むことを目的とした本市独自の事業でございます。

毎日の給食が仲間との楽しい時間であることを何より大切にしながら、生産や調理に携わる方々の思いや創意工夫に触れ、時には自らも生産や献立づくりに参画する。こうした体験を重ねることで、栄養バランスへの理解はもちろんのこと、郷土の産物や伝統料理を通して、地域に対する愛情の醸成を深めてまいります。

(2) 給食時間の状況についてでございます。

文部科学省の食に関する指導の手引では、給食時間について、食事の重要性、心身の健康、食品を選択する能力、感謝の心、社会性、食文化を育む大切な食育の場としております。

本市立学校の給食時間については、準備と片づけを含め、おおむね小学校で45分、中学校で30分という時制を各学校で設定しております。

給食は単なる食事以上の教育的意義があり、時間内に食べ終えるという技術的な側面だけではなく、こうした教育目標を達成するために、安定した食べる時間の確保は重要な課題であると考えております。

以上、答弁申し上げます。

○4番（水町典子君）

それでは、最初の質問を行ってまいります。

市内各道路に対する市の安全対策についてのうち、LINEによる道路損傷通報システムの運用状況についてお尋ねをしてまいります。

お隣の筑後市で導入されたことを受け、私も令和5年9月議会で質問をさせていただきました。翌令和6年4月から八女市においてもこの通報の受付が開始されていることは承知しております。現在は、穴ぼこ側溝、グレーチングの損傷に関する通報を行っておられると思います。

八女市の公式LINEを友だち追加後にLINEで通報ができるというシステムですが、本制度の導入から丸2年が経過したと思います。これまでの運用実績、件数などを教えてください。

○建設課長（木村 孝君）

お答えいたします。

令和6年4月から導入しておりまして、令和8年4月までの実績が、通知件数が89件、穴ぼこが71件、側溝グレーチング等の蓋の関係が18件でございます。

以上です。

○4番（水町典子君）

今回の市報にも載ってございましたけれども、なかなか通報がどうなのかなという感じもいたしますけど、今後これを利活用して、例えば、該当要件の拡充などをしていただけないかなという御提案なんですけど、市内の各道路は市民のみならず、市外や県外からお越しのどな

たでも通行されます。たとえそこが市道である、県道である、国道であるなど、管理者の違いといった事情は、道路を通行する際は一切関係ないものではないかと思います。その中で、危険箇所など通行中に気がついたことは、その時点でその都度通報をしていただければ、市内各道路の詳細な状況把握が迅速かつ確実にできると考えております。

そのような観点から質問しますが、このLINEによる道路損傷通報システムのもっと積極的な活用として、例えば、カーブミラーに関して、またあるいは白線が薄いと感ずる部分に関して、地球温暖化沸騰化で、雑草の成長もジャングル並みで、道に雑草が倒れてきて通行しづらいなど、幅広い様々な案件の通報にも間口を広げてみてはどうでしょうか。お願いします。

○建設課長（木村 孝君）

お答えいたします。

近隣では、先ほど議員おっしゃいました筑後市が導入しております。筑後市では道路関係でカーブミラー、街路樹、その他といった項目で通報の種類がございます。それで、八女市でもせっかく導入しておりますので、今後充実を図りたいと考えております。

以上です。

○4番（水町典子君）

ありがとうございます。私もLINEによるこの通報システムを少し調べさせていただきました、今おっしゃったようなカーブミラー、ガードレール、また倒木に関してですとか、河川に及ぶところまで通報を可能としている自治体もありました。ぜひ利活用、幅広く、せっかくのシステムですので、積極的に活用していただきたいと思います。

では次に、自転車の青切符制度導入に伴う道路の環境整備についてお尋ねをしてみたいです。

道路交通法の一部改正に伴い、令和8年4月1日より自転車の交通事故を防ぐため、16歳以上の自転車の運転者による一定の交通違反、反則行為に対して、交通反則通告制度、いわゆる青切符が導入をされ、反則金が課せられることになりました。対象となる行為は113種類にも及びます。信号無視や携帯電話使用等、イヤホンの使用、傘差し運転、通行区分違反の右側通行や歩道通行、これらのほか、並進——並走ですね、指定場所一時不停止などがございます。反則金額は原付バイクと同等で、最高額は12千円にもなります。

本制度導入直後に、私も市内において自転車を運転した若い男性が、パトカーから降りてきた警察官に呼び止められて注意を受けているところを目撃しました。制度導入直後でありましたし、御本人はなぜ止められたのか、自分の置かれた状況をよく飲み込めていないような、きょとんとした顔で注意を受けていたことが印象的でした。

これらのようなことを背景としながら、次の質問をしてみたいと思いますが、道路標識、

路面標示（横断歩道を含む）についてお尋ねをしてみたいです。

現在、市内の各道路の環境整備のうち、歩道と自転車道の整備について、市内道路の現状をどのように把握、認識しておられますでしょうか。

○第一整備室長（堤 辰幸君）

御説明申し上げます。

議員が今おっしゃいます、どの程度八女市内の道路で、歩道、自転車道等の整備ができているかの把握ということですが、一定数の把握はできておりませんが、市道の改良とかに伴って、その辺を見て、あと地域の皆さん方からのお話をいただいて、あとまた、PTA連合会等からの道路に対する御要望、そちらを見て、現場のほうの対応に努めているところです。

以上でございます。

○4番（水町典子君）

今お話しいただきました地域からの要望、特にPTAなどから上がってくるお声というのも、なかなか整備が進んでいないような場所もあるかなと見受けておりまして、今回、このような制度改正に伴って、ぜひよければ確認などを進めていただきたいと思います。

私自身のエピソードになりますけれども、年度末に東京をレンタカーで走行する機会がございました。道幅が大変広くて、2車線だと信じて疑いませんでした。ただ、交差点に差しかけたときに、前の車が右に寄っていたので、てっきり右折されるものと思い、私はその車の左横を直進しようとしたら、真っすぐ直進されてきて大変慌てました。そのとき初めてこの道はこれだけ幅があるのに1車線なのだとことをやっと理解しました。よく見ると、確かに中央に線もありませんでしたし、それこそ道路の路側帯のところに青い矢印の矢羽根というんですけど、それが書いてあって、これがいわゆる自転車の走行用のレーンでした。

これはあくまでも私個人の感想なんですけれども、八女市内の道路というのは比較的道路の幅員が狭い道路が多いなという認識でございます。さきに紹介したような、東京のような2車線と間違えるほど幅の広い道路に自転車道まで備えてくれということは申しませんけれども、本制度導入に伴って、以前よりははっきり分かりやすく路面標示であるとか道路標識というのを整備していただく必要があると考えております。

道路標識で言いますと、青く丸い標識に歩行者と自転車の絵が書かれたものは、歩行者の通行を妨げない範囲で歩道を自転車で通行が可能という歩道の標識です。下に歩行者優先と表示があるものもございまして、この場合は原則歩道の中央から車道寄りを徐行するということになっております。

しかしながら、道路、歩道が長く続いている場合、脇道からその歩道に進入、もしくは合流するという場面で、その位置に必ずしも標識があるとは限りません。八女市のように比較

的幅の狭い道路の場合は、自転車が車道を走行されると大変危険であると感じています。

実は車道を走行している自転車を追い抜く場合は、側方間隔を1メートル程度空けるか、もしくはその距離が確保できなければ、時速二、三十キロメートル程度まで減速をして追い抜くか、それでも危険であれば、追い抜かずに後ろで待つということが基本ルールになっているようです。あのとき見た東京の道路の幅員であれば問題なく追い抜けるだろうと思っております。

そこで、先ほども申し上げましたけれども、青切符制度導入に伴って、現状の標識、道路環境で安全が確保されているのかといった点を、市内の各道路で特に市道に関して、標識の設置場所が適切なのかどうか、道路環境が安全なのかどうかという総点検を行っていただくことは可能でしょうか。

○第一整備室長（堤 辰幸君）

議員おっしゃいます市道の自転車通行に関する安全確保のための対策ということで、これは非常に重要なことだと認識しているところでございます。

ただ、八女市内の市道は相当数ございますので、総点検といいましても、かなりの距離数もありますので、やはり子どもたちの通学路とか、日頃、生活道路として利用されている生活道路を先に点検し、危険箇所と判断されるところにつきましては、地域の方々とお話をし、整備に努めてまいりたいと考えております。

○4番（水町典子君）

市道の中でも主に通学路、生活道路といったところを優先にということで、本当に早急に確認をしていただきたいと思っております。市民の命に関する部分になりますので、ぜひよろしくお願いいたします。

路面標示についてですけれども、車道と歩道の境界の白線ですとか横断歩道、これが薄くなっている箇所が多いなと感じております。

かつて市内のある場所で、危険箇所ということで市民の方から御相談を受け、職員の方にも来ていただきました。警察の方も来ていただいて現地で確認をさせていただいたんですけれども、市民の方がおっしゃっていた部分に関しては、残念ながら対処が難しいというお返事でした。ただそのときに、ふと道路に目をやりますと、横断歩道ですとか車線上の矢印が私は非常に薄く感じたんですよ。ただ、その場でそのようにお伝えしてみたところ、これは薄いうちには入りませんとおっしゃって、私はかなり薄いなと思ったので、感覚の違いに大変驚いたことがございます。念のため写真も撮り、残しておりますけれども、その点に関しては、担当者の方が薄いと感じられなかったということもあるでしょうが、いまだ改善はされておられません。そのようなことも踏まえ、道路の危険箇所などを要望する際の手順、手続、ここに対しても御提案させていただきたいと思います。

現在、道路の危険箇所について改善対策をお願いする際に、行政区長さんから要望書を提出していただいて、市の方へつなぐという手順でございます。しかしながら、これまで市民の方から直接相談いただきましても、冒頭でも申し上げましたとおり、市内各道路を走行通行中に危険箇所と認識される場所が、必ずしもその市民の方の地元と限りませんので、そのような場合は、その地域に同僚議員がいる場合はつないだりしますけれども、たまたまその地域に同僚議員もいない場合、このような場合は、私も大変差し出がましいような思いをしながら、直接地域の行政区長さんに御連絡を差し上げたりしております。

ただ、場合によって、行政区長さんがその手続、手順というのを重んじられる場合に、隣組長さんからも要望していただけないでしょうかということが返って来たりもします。こうなってくると、なかなかスムーズにいかない場合も実際ありました。

この要望の手順とか在り方も、例えばですけれども、さきのLINEによる通報システム、このようなものを活用して、もう少し柔軟に通報していただくようなシステムをつくれなかなと思います。行政区長さんへは順序として逆にはなってしまうかもしれないんですけど、通報があったことを確実にお伝えして、情報の共有をしっかりと行って、要望書などがもし必要なのであれば、本来の要望書よりは若干簡素化された書式などで記録を残すようにするなどして、合理化できるところは合理化していくということで、行政区長さんの負担軽減にもつながるかなと考えております。何よりこれからの時代はA Iの普及、D X推進という観点もございますが、このような点について、どのようにお考えになりますか。

○第一整備室長（堤 辰幸君）

議員おっしゃいます御要望のお話なんですけれども、今おっしゃいますとおり、地域の皆さんからの御要望は、行政区長さんを通じて市のほうに提出いただいております、いろいろな要望がございますので、緊急性とか優先順位を、地域の行政区長さんはじめ関係者の皆さんと協議してから進めているところです。

今後、議員のおっしゃいますA I化といいますか、LINE通報システム等の連携、物件によっては、要望の内容に応じては、それに対応できる内容もあるというところもありますので、先ほど申しました緊急事態の発生のときはLINE通報でいただいたほうが即効性があるという認識は持っていますので、あと例えば、道路改良とかの要望、舗装の要望とかも踏まえて、一定の地域の方々、用地の関係とかも含まってくる関係もありますので、一概にLINE通報システムだけでそれが満足できるのかというのは、ちょっと今後検証していかなければならないのかなと思っていますので、先ほど建設課長申しましたとおり、総合的なところで検討していきたいと思っています。

○4番（水町典子君）

やはり市民の皆様が通行されるに当たり、危険だなと感じられるところを私どもにもお声

が届いたりしておりますので、そのような点を早急に対応していただくという観点からも、手順とか手続を重んじてこれまでずっとしてきていただいたことに敬意は表しますが、本当に時間がかかってしまって、もし本当に危険が及ぶようなことがあっては本末転倒でございますので、これからぜひそういったことを検討して導入していただけたらと思っております。

では、次の質問に移ってまいります。

自転車の青切符制度導入に伴う安全教育についてお尋ねをしてみたいです。

この制度は16歳以上が対象となっておりますけれども、小中学校で交通安全教室が実施されていると思います。こちらのほうでこれまで以上に力を入れて取り組んでいただくべきではないかと考えております。

今回の法改正に伴って、安全教育の観点から学校現場で取組を変えておられるのか、今後取り組む予定のことなどありましたら、併せてお聞かせをお願いします。

○教育指導課長（堤 明久君）

お答えいたします。

青切符制度導入については、各学校で警察からの通知等を受け、周知を行っております。各家庭へも同じように学校だより等を通じて周知を行っているところです。

青切符制度が導入されて、今後、中学校卒業後、自分たちが対象になることも含めて、学年集会や安全教育の中で取り入れていっているところでございます。

○4番（水町典子君）

制度の変わったタイミングですので、ぜひしっかり指導のほうをお願いできたらと思います。

周知について、高齢者を含む全市民への安全対策という部分で質問を進めてまいります。

学生の通学、社会人の方であれば通勤ですとか、高齢者の方も買物など、もう日常生活に欠かせない移動手段である自転車であります。今回の青切符制度導入に関して、広く市民の方への周知をどのように行っておられるか、お尋ねいたします。

○防災安全課長（毛利昭夫君）

お答えいたします。

自転車の青切符制度導入に伴います周知につきましては、福岡県警察が作成された啓発資料を基に、市広報紙や公式ホームページなどを通じて、どのような違反が対象となるのか、具体的な事例を交えながら市民の皆様へ発信しておるところでございます。

また、春の交通安全県民運動の期間中には、セーフティーステーションにおいて啓発資料を配布したほか、八女警察署では、市内の小中学校、高校、シニアクラブなどを対象に開催されております交通安全教室の場において周知啓発に努めていただいております。

ます。

○４番（水町典子君）

先ほど私も呼び止められている青年をお見かけしたとお話ししましたがけれども、この青切符制度の導入後に市内で検挙された方など、その数などを把握されておられますでしょうか。

○防災安全課長（毛利昭夫君）

お答えいたします。

本制度の導入後、八女警察署において自転車の交通違反に対する取締りや街頭指導を強化されておりまして、これまでに多数の指導警告が行われておると伺っております。

ただ、本市において、酒気帯び運転の刑事手続となる赤切符による検挙事例はあるものの、青切符による検挙件数につきましては、現在のところ、ゼロ件とのことでございます。

その理由といたしましては、取締りの主眼が、単なる摘発ではなく、まずは指導警告を通じて自転車利用者の交通安全の動機づけや意識改革を促すことにあるためと伺っております。

なお、警察官の警告に従わずに違反行為を継続した場合など、悪質な自転車運転者に対しては、当然、青切符による検挙を行われるとのことでございます。

○４番（水町典子君）

このまま検挙がないように、八女市のほうも安全に走行していただきたいと思っております。

この本制度の導入を悪用した詐欺行為が問題になっています。偽警察官が取締りを行って、その場で即反則金といって、そのお金をだまし取るという手口です。現在、市内においてそのような被害に遭われた方がおられるのかどうか、またそのような被害者を出さないために、今後八女市ではどのような対策を講じていかれるのか、お尋ねをいたします。

○防災安全課長（毛利昭夫君）

お答えいたします。

警察官をかたり、取締りと称して自転車の運転者に現金を要求するなど、青切符制度を悪用した詐欺事案が全国的に発生していることは承知しております。

一方、本市におきましては、このような被害報告は受けていないと八女警察署から伺っております。本市では八女警察署と連携しまして、昨年８月から特殊詐欺やＳＮＳ型詐欺などへの注意喚起について、毎月、市の広報紙に継続して記事を掲載し、市民の皆様への周知啓発を図っておるところでございます。

今後、この青切符制度をかたった新たな詐欺などにつきましても、市民の皆様が被害に遭われませんように、市の広報紙等を通じて注意喚起を行ってまいりたいと考えております。

○４番（水町典子君）

詐欺は、本当に周知、警告を様々していただいてもなかなか減らないという現状にありま

して、この青切符制度の悪用による詐欺行為というのがこれ以上広がらないようにと考えております。

この項目の最後として、簗原市長のお考えをお聞かせください。

○市長（簗原悠太郎君）

お答え申し上げます。

道路の通報分のところも含めて、全体を通して答弁させていただきます。

道路通報システムに関しましては、議員からも御指摘いただきましたとおり、せっかくシステムがありますので、今後、この道路通報に限らず、行政全般、D X化、デジタル化をしっかりと推進していかないといけないという中で、そこを市民の皆様により使いやすく、また市民の皆様により安全につながる形でしっかり運用していきたいと思います。

その中で、課長等々の議論も今聞きながら感じたところで、やはり日々いろんな要望等をいただく中で、本当に市長としても悩ましいと思うのは、全てに対応できればいいんですが、やはり予算だったり、マンパワーのその制約がどうしてもある中で優先順位をつけないといけないという中で、当然市民の皆さんの命、安全に関わることを最優先にやっていかないといけないわけですが、一方で、直接命には関わらないけれども、生活の利便性だったり、もうちょっと道路を拡張してほしいですとか、そういったところももちろんあるわけですが。その全体をしっかりと市役所として当然どういう要望があるのかというのを把握する必要はありますけれども、その中で全てを直接市民の皆様から受けていると、なかなか我々としても情報の整理というのが非常に難しくなってくる、特にやはり八女市の場合は面積が広大というのが大きな特徴でございますので、そういった中で、一定の各地区ごとの要望については行政区長さんのところで整理をいただいて、その中で行政区長さんのほうで優先順位をつけていただいているという取組もしているところでございます。

一方で、行政区長さんの負担というのも当然軽減しないといけないですし、そこは引き続き行政区運営全体の中で、今、道路愛護の在り方とかも含めて、様々な新しいこの今の少子高齢化に対応したインフラ維持、行政区の在り方というのも議論しているところでございますので、その議論の中で、水町市議から御指摘いただいたような、今後の市民の皆様からの要望にどう対応していくかというところをデジタル化も含めてしっかり検討してまいりたいと思います。

もう一点、自転車のほうは、実は私事ですが、私も先月から自転車通勤を始めまして、距離、自宅がすごい近いですが、改めて自転車に乗ると、特に夏暑い時期は歩くよりも自転車のほうが快適に通勤もできるなというのがありますし、健康にも、どうしても八女市の場合は市民の皆さんも、ちょっとした距離でもどうしても車になってしまうということで、ある程度離れたところも自転車だったら行ける。その際に少し車よりも運動にもなりますし、

エコにもなるということで、私自身も昨今、自転車のいろんな青切符の件で注目されているからというわけではないんですが、積極的に自転車を活用していこうと思っています。

その中で、私自身が自転車に乗っているときもそうですし、車に乗っているときも、やはりどうしてもまだまだ青切符制度で市民の皆さんの意識が高まったと思うんですが、例えば、ちょうど今回御質問いただいて、この答弁を議論する中でも教育長とかとお話をしたのは、本来、自転車は左側通行ですけど、右側通行している学生さんが結構目につくところ、それは八女市に限らず、恐らく日本全体でその意識が徹底できていないのかなと。私が市長になる前、オランダにいましたので、オランダは恐らく世界一の自転車保有国で、自転車のルールも徹底されていて、反対側を通行しようものなら、すぐ警察に捕まって、車と同等の罰則を受けるといったような地域にいましたので、やはりそこは、これから少しずつこの青切符制度導入によって、市民の皆さんの自転車に乗るに当たってのルールの意識というのは、よりどんどん醸成されていくとは思いますが、そこはここも市民の皆さんの命、安全に直結する部分でございますので、子どもたちも含めてしっかりそのルールの徹底、ルールが遵守されるような仕組みづくり、それからインフラの整備も含めて、今後しっかり取り組んでまいりたいと思います。

以上です。

○4番（水町典子君）

市長が自転車通勤をされているということで、乗れるのがすごいなと、私多分もう乗れないと思います。市民の命を守るという観点から、ぜひ市内各道路の安全対策について、様々議論してまいりましたが、前向きな対応をお願いして、次の質問に移ってまいります。

学校選択制度の現状と課題についてでございます。

要求の資料を準備していただき、ありがとうございます。

本年度入学を含む過去3年分のデータ、小中学校合わせたトータルでは、令和5年度（令和6年度入学）の80人、令和6年度（令和7年度入学）で90人、令和7年度（令和8年度入学）が108人と、右肩上がりに増加傾向でございます。

ちょっとお尋ねしますけれども、この増加傾向の背景として、何か考えられる理由などがありますでしょうか。

○学校教育課長（高巢雅彦君）

お答えいたします。

まず、学校選択制度についての御説明をさせていただこうと思います。

まず、公立の小中学校につきましては、子どもたちの就学すべき学校というのは市町村の教育委員会が指定することになっておりまして、原則として指定された学校に就学していただくこととなっております。

また、就学校の指定に当たりましては、おおむねこの市町村においても、通学区域が設定されておりまして、この通学区域に基づいて学校の指定が行われている状況でございます。

このような状況の中におきまして、平成9年度、国より緩和するような通知の旨がなされたところでございまして、これを受けまして、本市におきまして平成19年度より学校選択制の実施をしているところでございます。

学校選択制度の実績につきましては、配信させている資料でございまして、右肩上がりでございます。

上がってきている状況について、詳細な分析はあっておりませんが、1つはまずこの学校選択制度の制度自体の周知が皆さんに広く伝わってきているのかなという思いでございます。特に、昨年につきましては、筑南中、南中の統合という特殊事情がございまして増えておりますけれども、10年間遡っても年々増えてきている状況でございますので、各学校におきまして、やはり特色化、魅力ある学校づくりを進めておる、そういった成果によって保護者が選べる学校というのが増えてきているんじゃないかと感じているところでございます。

以上です。

○4番（水町典子君）

では、次が部活動による学校選択の現状ということでお聞きしてまいります。

議事録でも確認しまして、以前、同僚議員が部活動の地域移行について質問された際の当時の課長答弁によると、学校選択制度の面談の折に、希望の部活動があるからという理由で学校選択制度により指定校以外を選択されたケースが、そのときの答弁では令和4年8名、令和5年5名、令和6年8名の3年間の合計で21名という答弁がありまして、実際、指定校にやりたい部活がないという理由で、指定校以外の学校を選択したケースは、冒頭の市長答弁にも毎年度10名程度おられるということでした。ただ、全体からして少数の方々になりまして、そのような方々の日々の困難と感じておられることなど、そういった課題のようなことが見えてきたり、お聞きしたりするような場面ってございますか。

○学校教育課長（高巢雅彦君）

お答えいたします。

まずは学校選択制で希望される際の中で、部活動を理由に選択されたということで、今、議員のほうから御紹介していただきましたが、直近では令和5年度8名、令和6年度が12名、令和7年度（今年度入学者）が6名ということで、年間10名程度の方が部活動を理由に選択制度を利用されている状況でございます。

部活動を理由に選択された生徒たちにつきましては入学後の状況等について、私もヒアリングする機会等ございませんので、その方たちが入学後、どういったお悩みを持っていらっ

しゃるかと、どのようなことに不都合を持ってあるのかにつきましては把握していないところでございます。

以上です。

○４番（水町典子君）

またヒアリングできる機会があればお願いしたいと思います。

八女市の面積が非常に広く、様々な市の抱える課題解決に困難を生じる理由として、八女市の広大な敷地面積というのはあると思いますけれども、個人の特定につながらないよう、答えられる範囲で構わないんですけれども、学校選択制によって最長の通学距離となったケースですとか、それが何件ぐらいあってとか、もし支障がなければ、どの地域からどの地域までだったのかというのをお聞かせ願いたいと思います。

○学校教育課長（高巢雅彦君）

お答えいたします。

送迎の現状につきましてですけれども、個人の特定につながる極端な事例につきましては差し控えさせていただきたいと思いますけれども、全体的な傾向として御説明させていただければと思います。

まず、小学校におきます学校選択制の状況といたしましては、利用者の大半、ほとんどが旧八女地区内での小学校の移動でございまして、通学距離、最長通学については、約７キロメートル程度の通学をしている児童がいるところでございます。

次に、中学校の学校選択制の状況につきましては、こちらは利用者の半分程度が旧八女地区内での中学校の移動でございまして、その他の半分程度の生徒につきましては、旧八女地区に隣接する立花校区、上陽校区から旧八女市にあります中学校へ通学している生徒でございまして、その通学距離は約６キロメートルから７キロメートル程度になっているということを確認しているところでございます。

以上です。

○４番（水町典子君）

旧八女地区内での選択というのが多いということではございますけれども、共働きや独り親、御家庭の事情などで、送迎ができる家族がいないなどの理由で、希望する部活動がある学校を選択できなかったとか、通学をしても困難となってしまったというケースがあれば、同じ市内に住む学生にとって公平性を欠いていると言わざるを得ないかなと感じます。

現在、燃料も高騰してきておりますし、送迎する御家族も平日、毎朝、毎夕ということになれば御負担もかなり大きいのではないかと考えます。

冒頭の市長答弁でも、登下校の送迎の現状と課題ということで、送迎車両が特定の時間帯に集中して危険が生じる場面があると書いてございます。私もこのような相談を受け、学校

のほうに相談に行ったこともございますけれども、このようなことを踏まえて、教育長にお尋ねしてよろしいでしょうか。

例えばですけれども、こういった学校選択制によって通学されているお子様をスクールバスでお連れするとか、今年度より交通政策課も新設されましたので、専門的な取組としては、バスとの連携とか、そういったことで定期券の補助を出したりですとか、オンデマンド交通事業というのも掲げられましたので、広大な面積を有する八女市ならではの対応ということで、今後検討されたりがございましたでしょうか。

○教育長（城後慎一君）

お答え申し上げます。

確かに八女市は広大な土地ですので、端から端ですと、かなりの距離の通学にもなるかと思えます。それに対して、いろんな補助ができないかというお気持ちは十分分かっていてるところでございます。

ただ、この学校選択制は、先ほど課長が申し上げましたとおり、そもそも学区を設定した上で、親の自由選択でお子さんとのお話の中で選択して行かれています。基本的に本来、指定している学校に通っても十分な教育は受けているということが前提でございます。

ただ、部活動も含めまして、様々な理由でほかの学校を選択されるということはあろうかと思っておりますが、あくまで本市で行っている学校選択制につきましては、基本である学区ではなく、ほかの学校を自由選択にして選択されたということですので、そのことによって生じていると。条件として親の責任による通学としているのは、選択されたことに伴って生じているものだと考えているところでございます。

また、距離に応じて通学支援等をすれば、現在ちょっと我々も問題視しております遠方から中心部の学校への児童生徒の流出にもつながりかねないということもありますので、現行としては、支援としてはあまり考えてはいないということでございます。

ただ一方で、登下校時の交通渋滞につきましては、学校選択制の内容を少し工夫するなど改善する余地もあろうかと考えておりますので、現状をよく分析して、今後に向けて学校選択制がよりよく活用されるように工夫、改善の議論を重ねてまいりたいと思っております。

○4番（水町典子君）

この学校選択制度が、あくまでも保護者の責任による送迎といったことを義務づけておられることも承知しておりますけれども、住む地域によって、地域間格差などによって、不利益を被ることがないように、市内全ての児童学生に平等に学ぶ機会、また部活動をする機会というのを提供していただきたく、様々な角度から可能性を追求していただくよう要望して、次に移ってまいります。

学校給食特色化事業についてでございます。

予算額は278,716千円、国と県の補助金があるということでございますけれども、令和7年度教育委員会の自己点検評価の概要という資料を拝見いたしました。毎月19日を基本として、給食実施日に地元の農林水産物を活用し、特色ある学校給食の取組を進めると書いてございました。現状、地産地消の促進について、その具体例ですとか、あるいは具体案というのがございますでしょうか。また、併せてお聞きしますけれども、そのような場面で生産者の方の声を聞く機会などは設けられておりますでしょうか。

○学校教育課長（高巢雅彦君）

お答えいたします。

まず、地産地消に関しましてお答えさせていただきます。

八女市では、毎月19日を地産地消の日と位置づけまして、関係課、関係団体と連携、協力をやりながら、市内の小中学校へ地元農産物の提供を行って、地産地消の取組を進めておるところでございます。

昨年度は、八女産のタケノコ、トマト、ナスであったり、梨、シャインマスカットなどを学校給食にて提供させていただいたところがございます。この取組につきましても、本年度からも継続的にやっていきたいと考えております。

また、本年度から新たな取組といたしましては、八女産品を使ったメニューの追加、例えば、抹茶きなこ揚げパンなどの新たなメニューであったり、フルーツやデザートを出す回数を増やしたり、そういった取組を新たにさせていただいておりますので、今後も給食の質向上に努めながら、地産地消の取組を進めてまいりたいと考えております。

次に、生産者の声ということでございましたけれども、やはり議員御質問いただきましたとおり、学校給食におきまして生産者の声を聞く機会というのは非常に大事だと思っております。

昨年度におきましては、地元生産者のお茶園でお茶摘み体験、地元生産者とJA関係者と子どもたちが一緒になって田植から稲刈りまでの体験などを通じて地元農産品を知る活動を各小中学校において実施してきたところがございます。

今後もお茶や郷土料理に込められた物語や生産者の思いを知る、こういった取組を進めることによりまして、八女に生まれてよかったと思えるような郷土愛の醸成に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○4番（水町典子君）

フルーツがたくさん出たり、抹茶きなこ揚げパン、おいしそうだなと思いました。

娘たちが通っていた小学校では、たしか卒業のときだったと思いますけれども、主立った給食メニューのレシピが配付されておりました。今もあっているのでしょうか。娘が目をら

んらんと輝かせて、このメニューを作ってとせがまれて作ったんですけれども、ちょっと私の料理の技量に問題があり、給食で出てくるものとちょっとかけ離れていたようで、がっかりさせてしまったという経験がございます。私の場合、ハードルが高かったんですけれども、ただ、どんな給食を食べていたのかなと保護者のほうからも見えること、また卒業後は食べたくても食べる機会がないこの給食を家庭で再現できる機会ということで、とてもよい取組であると感じておりましたので、御紹介とともに、まだ引き続き行っておられるようでありましたら、ぜひ継続をしていただきたいと思います。

次は、給食時間についてお尋ねをしてみたいです。

資料を準備していただきありがとうございます。

令和5年9月議会でも一度質問させていただき、そのときは小学校、中学校でもかなりばらつきがございました。今回、資料を見ると、一目見ただけで、小学校45分、中学校30分と統一されているようにお見受けします。ただ、中学校の30分というのが、例えば、前の時間から移動教室であったり、体育の授業後の着替えなど、前回も申し上げましたが、十分な時間なのかなという懸念も残ります。

先日、課長のほうにちょっとお伝えしておりましたが、市民の方から聞き取った情報で、テレビモニターに時間があと何分とカウントダウンが実施される学校があるとお聞きしました。その後、調査などはされましたでしょうか。仮にされていたとした場合、実施する理由というのが分かれば教えてください。

○教育指導課長（堤 明久君）

お答えいたします。

先日、議員のほうから情報をいただきましたけれども、調査等は行っておりません。給食時間以外にもいろいろな、子どもたちに時間を知らせるためにタイマーを使ってカウントダウン等をやっていく活動をしている学校はあるのではないかなとは感じます。私も小学校の経験も中学校の経験もありますけれども、いろんな場面で、電子黒板に附属しておりますタイマーを使って、そういったカウントダウンのシステムを利用させていただいていたというところはありました。

給食の時間の、準備の時間、食べる時間、それと後片づけの時間、中学校で30分、小学校で45分ということなんですけれども、目標の準備時間とか後片づけ時間、そういったやつを子どもたちにしっかりと伝えて意識させるためにタイマーを活用している場面はあったかと思います。子どもたちの声としても、準備が早く終わったから今日はゆっくり食べられるねとか、準備が遅かったから急がないといけないねと自分たちで考えて行動を変えていくということも子どもたちの成長につながっていると思います。

ただ、各学校、学級の状況によって、食べる時間を急がせるためだけのカウントダウンに

なっていたらいけないと私たちも考えますので、今後調査をしていく必要があるかと思っております。

○4番（水町典子君）

本当に急がせるためだけのカウントダウンをもし実施している学校があるとするならば、我々も残り時間何分と、これは私たちは3か月に一遍ですけど、もしお子さんが毎日給食を食べる場面でせかされるように大きく数字がカウントダウンされていくなら、おいしい給食もおいしいと感じるのかなと思いましたので、その点、ぜひもし実施している学校がありましたら、明確な理由づけがないのであれば、子どもたちにゆっくり食べさせていただきたいと思います。

ちょっと御紹介になりますけど、今回、複数の児童からお話を私も聞いてみました。総合すると、みんなゆっくり給食を食べたいんだけど、時間内に食べきれないと思えば、本当は食べたくても前もって量を減らしていますとか、食べきれんと思っていっぱいよそったけど、時間内に食べきれなかったという理由で、言葉は悪いんですけど、罰ゲームと言ったらちょっと悪いんですけど、翌日から1週間、好きなメニューが出てもおかわりができなくなると言っていた子どもがいて、ちょっとかわいそうだなと思ったので、本当にそういったことを、まるで顔をうかがうというか、何かそういったのはどうなのかなと思いますので、各学校、先生の指導も様々、クラスの状況によってもあるんだと思いますが、本当にゆっくり食べさせていただきたいと思います。

この学校給食特色化事業、導入の背景として、子どもたちの記憶に残る給食の提供に取り組みたいということで前回の議会でも説明を受けました。国が給食費無償化に踏み切ったことで、自治体の財政状況や給食の質で一律無償化とはなっておりませんが、多くの自治体で無償化が促進される中、八女市はあえて1千円分、給食費分を、保護者からはその半分の500円徴収をして、その分、質の高い給食の提供をするということだったと記憶しています。本当に児童生徒がゆっくり食べられるような配慮を、おいしく食べられる環境づくりを絶対にしていただきたい。このままで子どもたちの記憶として、どんな記憶が残るのかなということを考えたときに、カウントダウンだけは本当に調査をして、その辺、議論していただけたらと思います。

本事業については、セカンドジョブ制度で全庁から希望する職員を募って推進予定とのことでした。現状、その進捗状況をお伺いしたいのですが。

○学校教育課長（高巢雅彦君）

お答えいたします。

議員御質問いただきました子どもたちの記憶に残る学校給食日本一を実現するために、教育委員会だけではなく、市長部局とも連携を取りながら、八女の恵み・ごちそうプロジェク

トというものを立ち上げまして、また議員御指摘いただきましたように、セカンドジョブ制度を活用しながら、実際にプロジェクトに係る職員を全庁から募っておりまして、現在、企画立案を行っているところでございます。

本日、具体的なものをお示しすることはできませんけれども、今後は八女市の食材を最大限に生かしたおいしい献立づくりによります毎日学校に行きたくなるような夢の給食づくりやメニュー考察、野菜の栽培などを通して、子どもたちの自立を育む体験型給食を目指しまして、単年度の単発的な取組ではなく、継続的に子どもたちの記憶に残る学校給食日本一を目指して取組を進めてまいりたいと考えているところでございます。

以上です。

○4番（水町典子君）

今御説明を聞くだけでワクワクするような給食時間になるかなという感じがいたします。セカンドジョブ制度で、様々な方から、多くの方の意見を取り入れていただいて、本当の意味でよりよい記憶が残る楽しい給食時間となって、八女っ子の成長に資する給食の実現により、この学校給食特色化事業が実りある事業となることを祈っております。

最後になりますけど、市長にお尋ねしてよろしいでしょうか。

八女市2040年ビジョンで、八女が育む食と誇りを生み出す職、この2つをキーワードにしておられますけれども、学校給食という食も、市長にとっても、このような意味では重要なものになっているのではないかと認識いたしますが、学校給食の現状、質問などをお聞きになって、市長の考えというのをお聞かせいただきたいと思います。

○市長（簗原悠太朗君）

お答え申し上げます。

本日、議員から議題として上げていただいた学校給食日本一、これは前回、3月議会で様々その取組に当たった思いですとか、考え、政策意義等、お話をさせていただきましたけれども、まさに今、議員から御指摘いただいたとおり、これを今年度の単発ではなく、今後の2040年ビジョンの中でも掲げておりますとおり、今後2つの「しょく」、食べ物の「食」と職人の「職」、これを軸に今後まちづくりをしていくに当たって、大きな重要な2040年を実現するための政策の一つだと考えておりますので、引き続きここは全庁挙げてしっかり取り組んでまいりたいと思います。

その中で、今日個別に、特に議員から思いを持って御質問いただいた給食時間のところ、これは今回御質問いただいたことをきっかけに、庁内でも議論をさせていただきましたけれども、やはり幾らいい給食を作っても、まさに今回、保護者の皆様から一定の御負担をいただいてまでしっかり質の向上に取り組むという中で、ただ、本当に議員から御指摘いただいたとおり、幾らいい給食を作っても、そこをゆっくり食べられなかった、全部食べられな

かったとなると、本当にそこは残念なことだと思いますので、そこは子どもたちがしっかりいい給食を味わえるような環境整備というのは、今後、教育委員会とコミュニケーションを取っていきたいと思います。

そのときに大事なのは、なかなか八女市内、さっきの質問でも面積が広いがゆえに学校ごとにも大きく環境が違う、やはり30人以上1クラスいるクラスもあれば、1桁の人数のクラスもあって、そういった環境が違っていると、例えば、給食の準備、片づけにかかる時間というのも変わってくると思いますし、また、小学校1年生と6年生、中学校1年生と3年生では、全然食べるスピードとか準備にかかる時間とかも変わってくるということで、そこを一律の、当然全体の一定のルールづくりというのは必要ですけれども、そこを学校ごと、学年ごと等で柔軟に対処していくことが必要なのかなと。これは給食に限らず、教育全体に言えることだと思いますけれども、そういったところをしっかりと配慮しながら、引き続き教育長はじめ教育委員会とは密に連携をしながら、学校給食日本一、それを通じた子どもたちの郷土愛の醸成、八女市の発展につなげてまいりたいと思います。

以上です。

○4番（水町典子君）

ぜひ食という部分で、2040年ビジョンに掲げておられますので、しっかりと給食も意義あるものにしていただきたいと思います。

今回は、道路環境に対する市の安全対策と、児童学生にとってやりたいことに平等にチャレンジのできる環境整備、学校給食という食育をテーマに質問させていただきました。

八女市民の皆様にとって、今後もよりよい八女市となってまいりますよう祈りつつ、私の今回の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（橋本正敏君）

4番水町典子議員の質問を終わります。

13時ちょうどまで休憩します。

午前11時59分 休憩

午後1時 再開

○議長（橋本正敏君）

休憩前に引き続き一般質問を再開します。

12番堤康幸議員の質問を許します。

○12番（堤 康幸君）

皆さんこんにちは。12番堤康幸です。中山間地域の農地を維持するための取組についてということで、4項目について質問をさせていただきます。

八女市の持続的な発展には、関係人口も含めて、地域に人を残すことが必須であるという

観点より、農業の面からの施策について伺いをいたします。よろしくお願いします。

○市長（簗原悠太郎君）

12番堤康幸議員の一般質問にお答えいたします。

1、中山間地域の農地を維持するための取組について(1) 荒廃農地を出さないための取組はというお尋ねでございます。

荒廃農地対策につきましては、農業委員会において、農地パトロール活動による農地の利用状況の把握を行い、農地の適正管理の指導及び農地を貸したい方と借りたい方の利用調整活動に努めております。

また、本市といたしましては、農地中間管理機構を介し、円滑な農地の貸借を促進する農地中間管理事業を活用し、意欲ある担い手への農地の集積、集約化を推進しております。あわせて、生産条件の不利な中山間地域における農業生産活動の継続を支援する中山間地域等直接支払制度の活用により、地域コミュニティによる農地や農業施設の共同管理を支援することで、持続的な農地維持と荒廃農地の発生防止に取り組んでおります。

(2)の集落協定の現状と今後の対応策はというお尋ねでございます。

中山間地域等直接支払制度の活用に当たっては、集落ごとの協定に基づき取り組むものとされており、その活用状況に関しましては、農業従事者の高齢化や減少により取組面積や集落協定数が大きく減少してきております。

令和7年度から始まった第6期対策におきましては、複数の集落協定間での活動のネットワーク化や統合等による継続的な共同活動のための体制づくりの強化が求められております。

本市といたしましても、地域の実情に応じた適切な支援策を講じることで、優良農地を維持するための集落協定の継続と取組面積の拡大を推進してまいります。

(3)農地中間管理機構関連事業推進の考えはというお尋ねでございます。

農地中間管理機構関連事業は、農地中間管理機構が借り入れている農地を優良な農地に整備して、農業をしたい人に貸すことで、日本の農業を次世代に引き継ぎ、活性化するための農地整備事業でございます。

この事業の採択に必要な条件として、農地中間管理機構による15年以上の農地賃借権を設定することや土地改良法に基づく団体の設立などがございますので、本市といたしましては、地域の実情や要望など、中山間地域の現状を踏まえ、条件が合うものについて本事業の積極的な活用に取り組んでまいります。

(4)担い手確保の具体策はというお尋ねでございます。

本市におきましては、八女市担い手育成総合支援協議会に専門の就農相談員を配置し、就農希望者の相談から各種補助事業の申請手続の事務支援、就農後のほ場巡回やアドバイスまで伴走型の支援を行っております。

また、国の新規就農者育成総合対策事業を活用した支援に加え、令和８年度より新たな市の支援として、国の支援の対象とならない50歳以上の新規就農者や親元就農者に対する支援策の拡充を図っており、あわせて、移住・定住施策と連携した取組も行っております。

今後も福岡八女農業協同組合や県普及指導センター等と連携を密にし、多様な担い手の育成、確保に努めてまいります。

以上、御答弁申し上げます。

○12番（堤 康幸君）

(1)の荒廃農地を出さないための取組はということですが、荒廃農地が地域にどのような影響があるかという点について、市のほうで認識しておられることをお伺いしたいと思います。

○農業振興課長（栗原勝久君）

御説明申し上げます。

荒廃農地につきましては、基本的には農業の支援ということで、営農継続のための重要な観点だけではなくて、答弁にも若干ありましたけれども、集落機能の低下、衰退を招くコミュニティの維持の部分で重要だと考えております。

とりわけ多面的機能の維持という観点から、農道、農業用施設の関係、水路、それから、農村周辺の環境整備を含めたところで、農地を守るという点は重要であると考えております。

以上でございます。

○12番（堤 康幸君）

昨年４月に農林水産省から荒廃農地の発生防止と解消についてという点が示されておりますけれども、「農地の状況把握を行い、農地の集積・集約化の促進、基盤整備等により、荒廃農地の発生防止・解消に向けた対策を戦略的に進めることが重要」と、荒廃農地に対しては非常に懸念を持っているという状況があると思いますけれども、まず、荒廃農地の影響というのは、農地としての質の低下、あるいは周辺農地への悪影響、周辺住民への悪影響、食料供給率の低下、それから、災害の危険度が高くなると、こういうことも当然考えていく必要があるのではないかなと。

今、市長答弁をいただきましたけれども、ここに出さないための取組ということで３点だけ、農業委員会による農地パトロール活動、利用調整活動をしていると。それから、農地中間管理事業の活用、農地の集積、集約化の推進、中山間地域等直接支払制度を活用すると。これは当然ではありますが、荒廃農地が出るという一番の原因は、担い手、継承する人がいないというのが一番じゃないかなと思いますけど、いかがですか。

○農業振興課長（栗原勝久君）

御説明を申し上げます。

農地を維持していく、荒廃農地を出さない取組としては、中山間地域等直接支払制度の取組がありましたように、これは広く農地を守っていくという取組でございますけれども、やはり議員おっしゃるように、農地を維持するためには、当然そこには利活用する人が必要なわけですので、農地の荒廃対策を議論する上では、担い手をどうつくっていくかというのは必須なセットで考えるべき事項ですので、これにつきましては担い手対策が最も重要だろうと思っております。

以上でございます。

○12番（堤 康幸君）

それで、後でまたその件については、(2)、(3)、(4)は出さないための一つの手段としてまた質問をしていきたいと思っています。

この荒廃農地というのいろいろな定義があり、荒廃農地という形で質問しておりますけれども、耕作をされていないという点では耕作放棄地も、それから、遊休農地という表現の仕方もありますが、それぞれの定義で、同じようなことですが、微妙に違うと。農林業センサスで1年以上耕作がされていないところが主観的な判断として耕作放棄地という言い方を使うと。遊休農地は農地法、農業委員会が判断をすると。農林水産省の定義ですが、荒廃農地も農業委員会が判断する。再生作業が必要な農地と。A分類、B分類ということになっています。

一番心配するのは、農地としての質の低下もですけど、周辺農地に対しての影響というのは結構あるのじゃないかなと思いますけれども、そういう相談とか苦情とかは課のほうに入っているのでしょうか。

○農業委員会事務局長（石橋 武君）

お答えいたします。

農業委員会事務局のほうには、地域でそれぞれ農業委員、農地利用最適化推進委員に活動していただいておりますけれども、委員からの御連絡もございますし、地域の方から、例えば、行政区長を通してとか、あるいは近隣の住民の方から直接問合せなどがございますので、そういった連絡が入った場合には、文書で連絡するなり、あるいは直接お会いして農地の適正管理をお願いしているところでございます。

○12番（堤 康幸君）

そういう場合、農業委員会が指導をしてもらおうと。そういう苦情に対して、ほとんど解決をしていますか。

○農業委員会事務局長（石橋 武君）

お答えいたします。

いろいろなケースがございますので、即座に対応していただくこともありますし、少し時

間がかかる場合、何回お願いしてもなかなか対応が難しい場合、様々ございます。

以上でございます。

○12番（堤 康幸君）

これは八女市だけの問題ではないだろうと思います。私の知っておる事例としては、荒尾市は梨の産地ですけど、やっぱり最近、高温の影響で荒尾市特産の新高が非常に作りにくいと、収益性が物すごく低下しておると、そういうことで耕作をやめられるわけですね。すぐそばにミカン園があると、ミカンと梨と共通の害虫であるナシマルカイガラムシというのがあります。片一方で管理がなされんと、そこで増えたものがきちっと管理しておるミカンの畑に被害を及ぼすと。物すごくやっぱり防除に気を遣う。やめるにしても、切ってもらいと、伐採してちゃんと対応してもらいたいわけですが、なかなかそこが、要するにそういうことができないためにやめてあるというのが結構あるという事例もあります。

この周辺農地への影響というのは、どんどん基幹農家も減ってきておりますけど、そこで一生懸命経営をやっておる人たちに大きな迷惑というか、障害が及ぶと。そういう面は農業委員会で農地パトロールをしながら指導していただいておりますということですが、やっぱりここら辺は特に重要なことですので、徹底してそういう活動はやっていただきたいと思っておりますけれども、いかがですか。

○農業委員会事務局長（石橋 武君）

お答えいたします。

いろいろなケースがありまして、1回お伺いしてもなかなか改善されない点につきましては、2回、3回と時間をかけてお願いしているところではございますが、そういった果樹でありましたり、お茶であったりは、ほったらかしておけばどんどん大きくなるということで、周辺農地への悪影響についてはしっかりと対応していただくように重ねてお願いを継続していきたいと思っております。

○12番（堤 康幸君）

営農を継続している人たちからすると大変な問題です。なかなか隣同士というのは、やっぱり直接お願いをするというのも、非常に人間的ないろいろな問題も生じる場合がありますので、ぜひそういう部分は委員会のほうで対応していただければと思います。

それから、農地パトロール活動をしながら利用調整活動もしているということですが、この前、3月議会の中で課長から答弁いただいておりますが、ここは絶対やっぱり農地として残さないかんというところがあると思うのですよね、そういう周辺住民に対する影響も含めて、農地への影響も含めて。そういうところを今後どうするかというような議論は農業委員会ではしているわけですか。

○農業委員会事務局長（石橋 武君）

お答えいたします。

地域の状況によって、そういった優良農地、今後、残していくべき農地をどうするのかというところは、それぞれの地域ごとにここは残していかなければいけないという農地は当然ございますが、その点につきましては、それぞれの地域で今後どう進めていくかという地域計画もありますので、そういった中において、しっかりと残していくべき農地を今後どのようにしていくかを考えていく必要があるかと思います。

○12番（堤 康幸君）

考えていく必要があるじゃなしに、やってもらわんと困るとやないかと思いますけれども、いかがですか。考えとるだけじゃ。

○農業委員会事務局長（石橋 武君）

お答えいたします。

当然、考えていく、考えるだけではいけませんので、それをどのように具体化していくかというところでしっかりと議論していく必要があると思います。

○12番（堤 康幸君）

当然、いい農地をしっかりと残して、やっぱりそこに人が入れるような状況をつくっていく。大変なことではあると思いますけれども、そこがまず荒廃農地を出さないための一番の基本になってくるのではないかなと思いますので、農業委員会、農業委員の皆さん方には大変お世話をかけますけれども、今後とも八女市の農業がずっと発展していくための一番基礎的なことだろうと思いますので、よろしくお願いをして、次の質問に移りたいと思います。

集落協定の現状と今後の対応策はということで2番目に上げておりますけれども、前年度から第6期対策に入っていますが、5期対策と6期対策の集落協定の違いがあれば、取りあえずそこを教えてください。数。

○農業振興課長（栗原勝久君）

御説明申し上げます。

先ほど中山間地域等直接支払制度の活用については、広く集落の農地を守っていくということで平成12年度から取り組んできております。5期対策が令和6年度をもって終了しております。令和7年度から6期対策、新たな5年間というところでございます。

制度の違いということでよろしいですかね、それとも、数字の……（「集落数」と呼ぶ者あり）数字。

6期対策で、5年刻みごとに階段式に右肩下がりになってきている状況でございます。数字的に申しますと、6期対策に入りまして、5期対策と比較しまして197協定集落の取組から136協定の取組ということで、協定数的には61の取組協定が減少したということですが、6期対策の特徴としまして、広域ネットワーク化の計画を推進していこうと。やはり

それぞれの協定では脆弱化していますので、広域的な取組で組織を強化していこうということで、6期対策に向けて立花町、黒木町あたりで19協定が新たな5協定に再編をしてボリュームアップしているところもございますので、実質的には47協定の減少ということでございます。

面積的には1,735ヘクタールから1,050ヘクタールと、680ヘクタール近く減少しておるようなところで、面積ベースで4割ぐらいの減少がっております。ただし、4割が荒廃化したかという、そうではございませんで、当然、やめられた協定についても、今後、いろんな施策を考えながら、協定が復活できるような取組とか、そういったところも検討していきたいと思っております。

以上でございます。

○12番（堤 康幸君）

協定数の減少の割には、実質的には数字どおりには減っていないということですが、面積ベースで相当減少しておるということです。3月11日の予算審査特別委員会建設経済分科会の折に質問いたしましたときに、これは委員長報告をそのまま読みますと、「参加する集落が相当数減っている。原因や要因の分析をされたのか。との問いに、市としては農業従事者の高齢化や集落内における事務の担い手不足が大きな要因と認識している。一部では営農は続けるが、集落として継続して事業に取り組むことは困難、あるいは単独での集落活動が困難となったため近隣の集落と統合すると」。今の課長答弁と同じだろうと思いますが、その後に、来年度は197集落を対象にアンケート調査を行う予定であると。早期にアンケート結果の取りまとめを行い、対策を考えたいということでしたけれども、アンケートの結果集約はできていますか。

○農業振興課長（栗原勝久君）

御説明を申し上げます。

アンケート結果ということで、まず、先ほど5期から6期を比較しましたやめられた47協定、これにつきましては3月末に、当然、国、県からの今後の対策への参考意見、地域の声として、一斉にっておりますので、47協定についてはアンケート調査は終わっております、おおむね言いますと、月並みな答えかと思いますが、高齢化によって今後5年先が見通せない。それから、やはり事務負担のかなりの増加が、現場とそういった事務的な負担、そういった両面からという声が一番多かったということを総体的には申し上げておきます。

6期対策の136協定については、先週からですが、これは八女市独自に調査をそれぞれの支所単位の地域でやりながら説明会をやっているところがございますので、年度前期の折には今活動を続けている協定の意向というものも一定集約できると思いますけれども、そ

れを待ってどうするかという部分については、おおむねやめられた協定に近い形での声だろうと思っていますので、水面下では、7期対策と言わず、今後、やめられた協定の復活も含めて、事務負担の軽減という部分については、いろんな他町村の事例とかを含めて研究はしていきたいと申し上げておきたいと思います。

以上でございます。

○12番（堤 康幸君）

この集落協定の事務負担については前々から言われていることで、これが非常に負担になって、私の知っている集落でも協定をやめられたというところがあります。

5月27日の農業新聞、これは課長、御覧になりましたか。5月27日の農業新聞を見たか。

○農業振興課長（栗原勝久君）

御説明を申し上げます。

基本的に毎朝拝読しておりますけれども、記憶が定かでないかもしれませんので、できればこの件についてということでお示しいただければと思います。

○12番（堤 康幸君）

「負担重い手続き全廃も 中山間直払いで農相検討」ということで、「鈴木憲和農相は26日、中山間地域等直接支払交付金の見直しを巡り、現場の負担になっている事務手続きを「全部撤廃」できるよう検討すると述べた。」と、こういう記事です。

5月26日の農林水産委員会ということでしたので、議事録を確認していましたが、今のところホームページに4月22日までの農林水産委員会しか議事録が上がっていませんので、詳しいやり取りがちょっと分かりませんが、この記事だけをいうと、事務手続を全部撤廃できるように検討すると述べたということですが、どういう印象を持たれますか。

○農業振興課長（栗原勝久君）

御説明を申し上げます。

中山間地域等直接支払交付金の国の事業、それから類似して、平場も含めて多面的機能支払交付金というのがありますし、当然、山手では併用した取組も行われて、農地なり農業用施設の維持活動が行われておりますけれども、察するところでは多面、中直を合理的に事務をやっていこうといったところだろうと思いますが、撤廃するという考え方は現実的ではないといえますか、これは毎年、国の事務負担の増というのは、国の会計検査も含めて莫大な事務なり検査の容量、ボリュームもありまして、やはり机上論に現場を合わせていく、そういった乖離した部分も非常にいろんな事務が出てきますので、そういった部分を生産者に負担を負わせているということで、現実的にこれがなくなったところで交付金制度が続くのかなというのは、まだまだ内容を注視していく必要があると思っております。

以上でございます。

○12番（堤 康幸君）

交付金をもらうとに、もらうほうが事務を何もせんでいいというのはちょっとにわかに信じられんような状況ですが、もしこうなれば、今、事務手続が負担になって協定をやめるところが復活できる可能性が十分あるんじゃないかなと、鈴木農相に期待をするしかないわけですが、この中で、支払い対象を拡大すると。これまで利用していない地域にも利用を促していく考えだが、申請手続をはじめ、市町村や集落の事務負担が増えることが課題となっていると。その課題は分かってあるわけですよ。見直しの中で全部撤廃し、条件が不利でも営農の持続可能性が担保できるよう引き続き検討すると述べたということで、この検討の過程を注視していきたいなと思っております。これを本当にやってもらうなら、鈴木さんがやめてもらわんごと一生懸命応援せにやいかんと思っておりますけれども。

直接支払交付金は、やっぱり荒廃農地を出さないための非常に大きな歯止めになっておると思います。耕作はせんでも、最低年に二、三回、草を刈ったり、ちょっとした管理はしりますので、仮に再生するにしても、すぐ栽培が可能になるような状況にはあると。うちの集落は当然そうですけれども、これは非常に大きいことかなと思っております。

やっぱりやめていかれるというか、集落協定自体がなくなっていく原因が事務負担で、さっきの答弁の中に、地域の実情に応じた適切な支援策を講じるということですけど、適切な支援策とはどういうことを指してありますか。

○農業振興課長（栗原勝久君）

そうですね、適切な支援策、難しい質問ですけれども、先ほどとかぶりますけれども、事務負担が完全になくなった上で事業が継続するというのはないと思いますので、八女市としましては他町村に比べると協定数も非常に多くて広範囲に及んでおりますので、先ほど言いました国が机上論ではなくて、広域化を目指す取組には単価負担も10割で上げますよというところで、それは市としても、広域化を5年後に見据えた計画策定については今支援しながら最大限の単価をいただいておりますので、今後、5年後の7期対策に向けては、先ほど言いました事務支援を広域協定によって、例えば、財源確保も含めて、農家の負担にならないような仕組みづくり、人材活用も含めて研究をすることがまず第一かなということで御答弁させていただきたいと思っております。

○12番（堤 康幸君）

集落協定数が結構減っていますけど、この対策の節目でやめると、こういうときに、さっきアンケートを取って、事務負担というのはほぼほぼどこも一緒だろうと思っておりますけど、課としては、ああ、そうですかで終わっているのですか。やっぱり何らか、こういう方法で何とか継続してもらえんかどうかという話はしていないわけですか。

○農業振興課長（栗原勝久君）

現行取り組まれている協定に対しては、先ほど言いましたように、まず、アンケート調査を先週から、説明会を介して今後やって分析に努めたいと思っておりますけれども、限りなく早い段階で、先ほど言いました事務負担の軽減をするための方策ですね、なかなか温度差があって、協定の取組の事務負担の雑多な部分も含めて、今も最大限、事務の支援というのは側面的に応援はしておりますけれども、一手に担うという部分ではマンパワー的な問題もありますので、そこら辺の人的な手段については、まだまだ協定にそういったことは開示しておりませんが、水面下ではそういった取組を模索するぐらい今危機的な状況にあるのかなと考えております。

以上でございます。

○12番（堤 康幸君）

中山間地の振興に対しても非常に有効な制度だと思いますので、できるだけですね、減るというより、やっぱりどっちかという増えてもらう。だんだん人が減ってきてしますので、こういう制度の中で地域を守っていくというのが非常に大事なことだろうと思いますので、大変だろうと思いますが、今後とも研究、検討をお願いしたいと思います。

続きまして、(3)農地中間管理機構関連事業推進の考えはということですが、ゼロ事業と言われている農地中間管理機構関連農地整備事業、非常に条件がよ過ぎてあれですが、これのさっきの答弁の中では、地域の実情や要望など、中山間地域の現状を踏まえ、条件が合うものについては本事業の積極的な活用を努めるということですが、この条件についてお伺いいたします。

○第一整備室長（堤 辰幸君）

御説明申し上げます。

地域の実情や要望など、中山間地域の現状を踏まえというのは、現場の状況と、地域全体の、先ほどからお話があります地域の農業の現状を捉えることと認識しております。

そういったものに条件が合うものというところを御質問でございますが、現場の状況はもちろんですけれども、今度、新たに先ほど来お話があります担い手の方々の現状ですね、作物を何をされるのかとか、作物によってもまた標高の具合とか、この現場が合致するのかとか、そういったものを踏まえて条件が整わないと、なかなかこの事業にはつながらないのではないかなと認識しておるところでございます。

○12番（堤 康幸君）

そういうことであれば、本来、これは県の事業ですが、条件が合えば市のほうでも積極的に取り組んでいただくと考えてよろしいですか。

○第一整備室長（堤 辰幸君）

お答えいたします。

もちろん今おっしゃいましたように、市長も申しましたとおり、条件が合うものについては取り組んでいくということでお答えいたしております。

ただ、議員も御承知かと思いますが、この事業につきましては、いろんなハード事業上の条件がございます。もちろん農地中間管理機構が貸手の所有者から一度借り受ける。15年以上は設定が必要であるとか、あと、今度は借り受けた方々が整備されてでき上がった農地を2割以上の収益性を上げないかとか、そういった条件がございます。

あと1つが、入植される方々のグループが必要になりまして、土地改良法に基づいて、通称土地改良区という組織がありますけど、そういった団体の設立が必要になってきます。その団体は何をするのかという、そういった施設を維持管理するため、年間を通じて活動していかならんという法律に基づいた条件等もございます。

そういったいろんなところを貸手の方と中間管理機構と借手の方と事業主体となられる県とかと一体となってお話をして、合意に至って初めて、この事業の認可が取れるものと思っておりますので、そういったところでいろんな条件面をしっかりと整理して、やっぱりそこで合意を図っていかなければならないのかなと認識しているところでございます。

○12番（堤 康幸君）

荒廃農地の発生防止のところに、各種事業のうち、ハード事業、それから、周辺農地をまとめて区画拡大、汎用化等を図るとか、いろいろ基盤整備関連の言葉がいっぱい出てきますけれども、これは平成30年に始まった制度だと思いますけど、うちの地区でこの制度の発足直後に一回説明会をしていただきました。地権者を中心に集まっていただきましたけれども、反対する人はほとんどおらんとですね。できればやってもらいたいと。ほぼ全員賛成。ただ、最後になって、8割を認定農業者に集約せにやいかんという話が出た途端に、地域の中だけで考えとった関係で、今、認定農業者は精いっぱいやっておると。これ以上の規模拡大は多分無理という話になって、それで、これはなかなか簡単には進められんということで一時的に中断しとったという、その後、コロナ禍になって人を集めてそういう会議をやるというのがなかなかできにくい状況になっておりましたけれども、その後、誰がやるか、その問題を、協力していいという申出があった関係で、また今、再度話し合いをして、先般から地権者の意向調査まで一応終わって、現状のままやりたいという方も何名かおられましたけれども、基本的に区域を指定した範囲の中では反対者はいなかったと。

地元の関係はここまで今できとるとですよね。地元はぜひやってもらいたいと。この後が、今言われましたように土地改良区の問題、入植者の関係。ここも地元で世話せにやいかんということになるとなかなか厳しい状況じゃないかなと思いますけど、そこら辺は市のほうで十分そういう面に対しての援助という、支援という、やってもらえんということで認識

してよろしいですか。

○第一整備室長（堤 辰幸君）

お答えいたします。

今、議員がおっしゃいます黒木地域の件につきましては私も情報のほうをいただきまして、先日、お話し合いもされたという結果も聞いておるところでございます。土地の所有者の関係と新たな入植を予定される方の情報も、予定ですけれども、お聞きしたところです。

先ほどいろんな条件を申しした中ではございますけれども、いかなる支援が必要なのかというのをしっかり八女市内でも庁内で検討していくべきかなと認識しております。この事業につきましては八女市ではまだ取り組んでおりません。議員も御承知でしょうけれども、旧立花町の隣のみやま市のほうで、作物はミカンでございますけれども、この事業に取り組んでおられる実績が、今、現場のほうはまだ動いているところなんですけど、そういう状況もありますので、みやま市の方の状況も、現場も一度私も見せていただきまして、地形的にもあまり変わらないのかなという認識を持っていますので、そういったところの状況を聞きまして、みやま市さんあたりがどのような携わり方をやっているのか等を踏まえて、八女市のほうでどのような携わり方ができるのかを検討していきたいと。

今後、黒木地域におきましては、国や県のほうにしっかり協議を進めていきたいと思っているところでございます。その中で、市も一緒に国や県の指導を受けながら進めていかなければならないのかなと思っているところでございます。

○12番（堤 康幸君）

よろしくお願ひしたいと思います。

みやま市の山川町ですよ。ここは安全祈願祭もあって、実際動き出しております。それから、佐賀県の鹿島市がこの春、ゼロ事業の関係で苗木の植付けが終わりました。こういうところは基本、鹿島市の場合、話を聞いてみると、やっぱり地元で規模拡大希望者がしっかりおって、かなり早いペースで話が進んだようでございます。

ただ、今、黒木で希望というか、そういう話し合いをしている場所に関しては、先ほど言われました2割増収、今ほとんど収益ゼロ状態、ほぼほぼ耕作放棄地、荒廃農地が主体です。そこら辺はあんまり、何か植えさえすれば間違いなしに収益は上がるという状況でありますし、ましてや地区の本当に中心部なんですよ。当然、市長も御存じですけども、先ほど言いました荒廃農地の社会的な悪影響ですよ。周辺住民への悪影響、道路の問題もありますし、それから、周辺農地への悪影響、そこに雑木、あるいは竹が出とるために、北側の農地の日当たりが悪くなると。それから、市道が入っていますけれども、市道に倒竹や倒木がある。こういうところも含めて、一石二鳥、三鳥の効果があるということです。もともと農地ですから、ぜひこういうところはしっかりとした農地に返して、誰かそこにか

かってもらうということをやっていかにやいかんなどと思っています。

負担がゼロですから、それは相当厳しいというのは理解できますけれども、そこを何とか乗り切るために、しっかりとまた今後引き続き御支援をいただきたいと思います。

それとほかに、規模拡大希望者がいっぱいおるときは行政としても受け身でよかったと思いますけれども、今、そこが足りんとですよ。地域に担い手がおらんし、そういう人をどこからか連れてくる。次の担い手の話にも関わりますけれども。住宅は市で分譲地を造ってやるというのがあちこち例がありますが、農地の分譲はできないかなと考えていますけど、そこら辺、室長でよかですかね。

○第一整備室長（堤 辰幸君）

お答えいたします。

担い手も、昔と違いますか、以前は希望者がいて、その要望、希望をもってハード事業につなげていくという流れがあったと、私も実際そういう場面を見てきております。であります、今、議員おっしゃるとおり、今、その希望する担い手が人数、数値的にも少なくなって、なかなか希望が出せていない状況があるというところで、自治体が整備した農地を分譲するというところで今お話しいただいたと思っております。

私どもはハード事業面で検討、考えたんですけど、そういった整備をすることはできるんですけど、市が農地を購入して、市が今度は農業者に分配するという、先ほどおっしゃいました宅地分譲であったり、土地開発公社の関係であったり、企業であったりの考えについては、法律上、購入して農地として分譲するという制度が今のところまだ見当たりません。全国的にこういった事例があるのかということも踏まえまして、今後、勉強していきたいと思っております。

そういったものに対しまして、農地を分譲するに当たっての整備をするに当たって、こういった農地中間管理機構関連農地整備事業であったり、いろいろ国も農地を守るための施策を持っていますので、そういった事業に認定を受けることができるのかということも踏まえて、ハード面としても調べていきたいと思っております。

○12番（堤 康幸君）

よろしくお願いします。

(4) 担い手確保の具体策はということですが、答弁にありましたように、就農希望者の相談から各種補助事業の申請手続、事務支援、就農後のほ場巡回やアドバイスまで伴走型の支援を行っている、ということですね。

この就農希望者がどんどんおれば何の問題もなかですよ。今の農地整備にしても、どんどんどこか整備して、やってくれという要望が出れば簡単に進むわけですけど、この就農希望者を農業振興課としては今どういう受け止め方をしてありますか。受け身、来てもらう人

だけ。積極的に仕掛けるかどうか、そこら辺をお願いします。

○農業振興課長（栗原勝久君）

新規就農者の八女市への誘致といいますか、取組については、八女市のほうも八女市担い手育成総合支援協議会という形で専門の就農相談員を常時相談対応から、就農に向けた国の支援制度、また、就農後のほ場巡回、営農指導という形で一貫して伴走支援をやっておりますし、当然、これは農協、普及指導センター、農業委員会、関係機関と連携を取りながらやっておりますので、農地の確保、資金面、定住対策課とは定住、空き家の確保とか、それから、心のケアも含めて里親制度で地元の方の農家の方にいろいろお願いをしたりとか、そういうことでやっております。基本的な取組としては、そういった担い手育成総合支援協議会を中心に、相談員、それから、市の担い手担当を中心に、毎年、福岡市のほうで就農フェアとか、企業がやっているような相談会にもブースに参画をしながらやっておりますし、去年は東京のほうにも出向いて、それと、一昨年は大阪ですかね、東京のほうが都合がつかなかったということで。東京なり大阪なり福岡市、また、J Aも独自にJ A関連の相談会も福岡市でやっていきますので、一緒になって関係機関で呼び込んでおります。

実績として施設園芸中心になっておりますけど、果樹部門ですとか、その他の品目についても、八女地区農業振興推進協議会の中に新規就農支援対策会議ということで、県の指定を受けた教育機関という位置づけになっていきますので、当然、施設園芸についてはJ Aの就農支援センター、果樹とかお茶とか、そういったその他の作物については部会の協力を得て、受入れ農家をリストアップして、それを認可を受けた形で、受け入れたところには支援もありますよということで、当然、受け入れるトレーニングファームがあるところだけじゃなくて、その他の農家の受入れ部分の品目についても一緒になって、そういった機会を通じてやっております。

基本的には、結果的に受け身といいますか、支援的には受け身的に來た人に対する支援ということですが、当然、そういう広報活動はやっておるということで御報告申し上げます。

○12番（堤 康幸君）

先般、第5次八女市総合計画の後期基本計画を送っていただきました。農林業のところ、こっちが第4次八女市総合計画の農業の部分、こっち、今回、後期基本計画の農業のところ、施策のめざす姿（ビジョン）ということです。「農産品の高付加価値化で多様な担い手が育ち、稼げる農業が実現します」と言い切っとるですね。この高付加価値化で多様な担い手が育ちという、ここにほとんど具体性がなかですけど。それから、15年前の計画と今回、多少表現の仕方は違っていますが、ほぼ課題は一緒ですよ。少子高齢化で担い手がおらん、後継者がおらんから担い手対策に取り組みますとか基盤整備をやりますとか。15年で、どち

らかというと、だんだん深刻になってきよっとですよ、人がいないようになって。今の現状からすると、こうならざるを得んだろうとは思いますが。ただ、いろいろこういう機会に申し上げておりますけれども、今、中山間地域ということで限定してあります。

今、課長が新規就農者というのもほとんど施設ですよ。本来、中山間地域に関係人口、あるいは住んでもらうのが一番いいわけですが、そういうところを増やしていかんといかんとということになると、やっぱり果樹かお茶ですよ、ある程度広い面積で地域を守るということになると。佐賀県は結構よそから果樹、私の場合はほとんどミカンが主体ですけど、そういう人が見受けられますが、これに対してある程度特化して取り組まないといけないのではないかなと思っています。

平成17年農林業センサスで4,365戸が令和2年に2,340戸と相当数、特に、平成27年から令和2年までの5年間というのは減り方が増えてきておりますけど、令和2年から令和7年のデータがありませんので確認できませんけれども、ほかの事業が割と横ばいで推移しとるのに、農林業だけが極端に減つとると。やっぱりここはもうちょっと特化したところで具体的に対策を打っていかにといかにじゃないかなと思いますけれども、いかがですか。

○農業振興課長（栗原勝久君）

御説明申し上げます。

これまでの新規就農者の支援については、御指摘のとおり施設園芸中心だろうと思います。今回、テーマは農地維持の取組という大きなくくりで聞いてありますので、やはり御指摘のように、これから先の課題は、特に、中山間地域は果樹、お茶が中心でございますので、そういったところの担い手対策といいますか、当然、担い手対策については先ほど言いました園地の確保、それから、研修の話も出ておりましたが、そこには複数年の技術習得のバックアップ、それから、営農する際の土俵、園地の確保ですね。当然、研修農場も必要になってくると思いますので、そういったところが今後の課題ということで、今、関係機関と、やはりそういった質問をこれまでも幾度となくキーワードをいただいておりますので、これからの二の矢としては、やはり果樹、お茶を中心とした一定の土地を利用するような品目ですね、まして郡部に集中しているような中山間地域にそういった品目をやはり一つの取組の仕組みづくりということで、3月にも若干含み申し上げましたけれども、そういったところで考えております。

以上でございます。

○12番（堤 康幸君）

それは施設で就農してもらおうというのも当然大事なことですよね。とにかく関わってもらう人が増えるというのが基本ですので、それはそれでいいんですけど、いっぱい農地が今空いてきよる。継承ができない状況で、特に、中山間地の、傾斜がありますけれども、樹園地

の場合はそういう形になっています。

農林水産省が今出しております果樹型トレーニングファーム、これに対して農業振興課はどう今考えておられますか。

○農業振興課長（栗原勝久君）

御指摘いただきましたトレーニングファームの事業については存じ上げておまして、今後、八女市の果樹とかお茶とか、そういった部門についての園地の確保から、技術習得から、仕組みづくりについては一つの手段だろうと思っておりますけれども、現行、新たな造成地を開拓していくんじゃなくて、荒廃園地も出ておりますので、そういったものの再生利用も含めて、果樹とかになりますと、永年性といいますか、部分がありますので、やはり基本は部会を中心に、技術習得のための受入れ、それによって一部を継承するのれん分けですとか、全部継承していくような居抜き の利活用とか、そういったところを八女市としてはどういったことができるか。これは市だけで先行した仕組みづくりというよりも、当然、JAもですけども、今年、できれば果樹関係あたりの部会に入って、これから先、そういったことを考えていこうよという話を提起したいと思いますし、当然、優良団地的にはそういった地域の受入れの、やっぱり治安的によそから入ってくると、それだけで毛嫌いされているような話も聞きますので、やっぱり受入れの集落、団地の理解というのも今後粘り強くやっていく必要があるだろうと思っております。そういったところで、限りなくその可能性、事業も含めて、八女市としては先ほど言いました受入れ体制を確保していきたいと思っております。

1つの例を申し上げますと、今年度、かんきつとお茶で、かんきつは立花、お茶は星野で地域おこし協力隊の募集を予定しておりますので、当然、それには受入れ農家のきちっと確認があつてのことですので、2名にはなりますけど、それを先行事例なりスタンダードに、今後、それを研究しながら、そういった形で受入れをやっていきたいと考えております。

以上でございます。

○12番（堤 康幸君）

中山間地域が急速に人口減少と世帯数まで減ってきております。私は串毛地区ですけど、11年前、初めて選挙に出たとき、地域人口が1,100人でした。今は750か760か。結局、大半が農家が多いために、だんだんと農地が放棄されてくると、そういう状況の中で、ある程度縮むというのはやむを得んことだろうと思っておりますけれども、地域もしっかり残っていくような縮み方を検討し、そういう施策を打っていつてもらいたいと思っております。

中山間地に人を残すというのは、やっぱり農林業が一番いい形で地域も回っていくだろうと思っておりますので、大変だろうと思っておりますけれども、そういう観点で施策もしっかり組み上げていただきたいとお願いを申し上げまして、質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（橋本正敏君）

12番堤康幸議員の質問を終わります。

14時15分まで休憩します。

午後2時4分 休憩

午後2時15分 再開

○議長（橋本正敏君）

休憩前に引き続き一般質問を再開します。

6番久間寿紀議員の質問を許します。

○6番（久間寿紀君）

皆さんこんにちは。6番久間寿紀でございます。本日最後の一般質問となりますので、執行部の皆さんも議員の皆さんも大変お疲れのところとは思いますが、最後までお付き合いください。

それでは、通告に従い、農林業従事者の高齢化と後継者不足ということで1番目に質問させていただきます。

先ほど同僚議員から農業問題に関しては詳しく質問いただきましたので、私は高齢化と後継者不足に徹してお話をお伺いしたいと思います。

その後は、いつものとおり八女市東部のにぎわいということで質問をさせていただきます。

詳しくは質問席で質問させていただきます。よろしくお願いします。

○市長（簗原悠太郎君）

6番久間寿紀議員の一般質問にお答えいたします。

1、八女市の農業林業について(1)農林業従事者の高齢化問題と後継者不足問題について、市はどう捉えているかというお尋ねでございます。

本市の基幹産業である農業におきましては、農業従事者の高齢化及び人口減少や次世代の空洞化等に伴う後継者不足は、耕作放棄地の増加や集落機能の低下にも直結する深刻な課題であると認識しております。特に、生産条件が厳しい中山間地域においてはその傾向が顕著であり、地域経済の維持発展を図る上でも、多様な担い手の育成、確保が喫緊の課題であると考えております。

本市の林業におきましても、林業従事者の高齢化及び人口減少に伴う担い手不足は、森林の維持、保全不足による多面的機能の低下、さらには土砂災害リスクの増大を招く深刻な課題であると受け止めており、農業同様、担い手の育成、確保が喫緊の課題であると考えております。

(2)後継者不足問題の解消に向けてどう対応するのかというお尋ねでございます。

農林業の後継者問題につきましては、引き続き国や県の制度の活用と併せ、市の独自支援

策も講じながら、担い手の育成、確保に努めてまいります。

農業後継者に関しましては、令和８年度より新たな市の支援として、農家の後継者として就農する親元就農者に対する給付金事業を新設し、次世代の担い手確保の強化を図っております。今後も地域農業の維持発展に向け、多様な担い手への支援を継続して取り組んでまいります。

林業後継者に関しましても、令和８年度より新たな市の支援として、地域おこし協力隊制度を活用し、地域力の維持、強化を図るとともに、林業事業体と連携して地域林業の担い手となるよう、林業の基礎知識や稼ぐ力、高度な技術を兼ね備えた安全意識の高い人材の育成を支援しております。

引き続き、持続可能な魅力ある林業、そして、稼げる林業を目指してまいります。

続いて、２、八女市の山間部のにぎわいについて(1)山間部の道路管理についてのお尋ねでございます。

地域生活や農林業、観光を支える重要なインフラである山間部の道路につきましては、過疎・高齢化により地域での維持管理が困難になっている箇所もあると認識しております。そのため、危険箇所や作業が困難な箇所について、市直営の施設管理班や業者委託による草刈り、伐採等に対応しております。

また、令和８年度より道路補修等へ迅速に対応することを目的としたアメニティー事業を開始しており、管理体制の充実を図っております。

今後も地域の要望を丁寧に伺いながら、道路の維持管理に努めてまいります。

続いて、(2)交流人口を増やす施策についてのお尋ねでございます。

人口減少が進む山間部のにぎわい創出には、交流人口の拡大が不可欠でございます。本市では、豊かな自然環境や歴史、点在する観光施設を連携させた周遊型観光や体験型プログラムの造成を推進しております。また、市の公式ホームページやSNSを活用した積極的な情報発信、インバウンド需要に対応した受入れ体制の整備を行い、国内外から多くの方に訪れていただけるよう魅力ある観光地づくりを進めてまいります。

(3)新たにイベントを実施する予定はというお尋ねでございます。

山間部の魅力を広く発信するため、季節ごとのイベントや各地域の特性を生かしたマルシェやスタンプラリーなどの周遊企画を実施しております。

今後は自然景観を楽しむ企画や体験型イベントなど、引き続き新たなニーズに対応したイベントの開催も含め、民間事業者や観光協会、地域団体等と連携を図りながら、にぎわいと交流の場を創出する方策を検討してまいります。

最後に、(4)公園整備についてのお尋ねでございます。

子育て世代を中心とする市民の皆様から、子どもたちが安全に遊べる公園の整備を求める

声を多くいただいております、山間部における定住促進や交流拠点としてもその重要性を認識しております。

今後の公園整備につきましては、新たな公園の設置や既存の公園の遊具の充実、自然環境を最大限に生かした癒やしの空間づくりなど、地域の特性を踏まえながら、関係部局と連携して総合的な検討を進めてまいります。

以上、御答弁申し上げます。

○6番（久間寿紀君）

ありがとうございます。

農林業の問題としておりますので、取りあえず農業振興課と林業振興課に分けて質問させていただきたいと思います。

まず、農業の問題ですけれども、先ほど同僚議員のほうからもおっしゃったとおり、令和2年の農林業センサスでは農家戸数が2,300戸余りということで、農業人口が減っているのは間違いないと思います。令和8年ですので、それから6年たっておりますから、今の資料がちよっと分からないんですけれども、現在の農業人口の状況はどうなっているのか、また、年齢構成や平均年齢はどうなっているのかということをお伺いしたいと思います。よろしくお願いします。

○農業振興課長（栗原勝久君）

御説明申し上げます。

農業人口の状況ということでございますけれども、国の統計調査、農林業センサスの数値をもって説明させていただきますが、直近、2025年の統計も4月に出しておりますので、併せて御報告申し上げます。

5年前の2020年、令和2年の総農家戸数でいきますと3,614戸、2025年、令和7年の農家戸数でいきますと2,828戸となっております、5年前より約2割の減少ということになっております。

年齢構成というところで、年代別でいきますと、65歳を基点に、65歳未満、これは5年前でいきますと42.1%、65歳以上が57.9%ということですが、直近の2025年の統計では65歳未満38.5%、いわゆる次世代が4割を切ったということだろうと思います。65歳以上が61.5%ということになっております。

平均年齢ということですが、今回、2025年のセンサスから若干調査要領も変わりました、農業従事者、世帯員全体での平均年齢という形で出されておまして、2025年、直近で65歳ということになっております。5年前の2020年のセンサスでは経営主としての平均年齢でございましたので、変わらず65歳ということですので、一概に比較はできませんが、そういうところで御報告申し上げます。

以上でございます。

○6番（久間寿紀君）

ありがとうございます。

私も自分の周りをのぞいてみますと、私がちょうど平均の65歳ということで、私より上の方がほとんどかなと。もちろん頑張っておられる若い方もいらっしゃるんですけども、こうしておりますけど、地元ではまだ若手ということで、いろんな行事に参加させていただいております。

それでは、新規就農の状況はどうなっているんだろうかということでお伺いしたいと思います。

私も周りを見ておりますけれども、新しく農業を始めるとか、よそから来て農業を始めるとか、親元就農という方もなかなか数は多くはないんじゃないかなと思いますけれども、そこらのところを教えてくださいと思います。

○農業振興課長（栗原勝久君）

御報告申し上げます。

新規就農者の状況ということで、まず、過去5年の推移で比較させていただきますけれども、新規就農者につきましては新たに農業を始める方ということで、国の交付金をいただいております受給者の推移で、令和3年度から令和7年度までの直近5年間で申し上げますと合計59名となっております。多くの方が営農を継続されておまして、高い定着率を維持しているところでございます。一部、病気等で2名離農されておりますけど、そういうところで高い定着率を持っております。

ちなみに、平成24年から国の新規就農に対する給付金制度が始まっておりますけれども、14年が経過しております。131件、夫婦方もありますので、人数でいいますと164名、これまで平均11名程度は八女市に就農いただいております。

親元就農でございますけれども、これにつきましても、県の普及指導センターのほうの関係機関の調査をかけながら、洗い出し調査といいますか、青年就農実態調査というのがありますので、その数字を用いて御報告しますけれども、令和3年度で7名、令和4年度で4名、令和5年度で5名、令和6年度で8名、令和7年度で4名、5年間で28名ということで、年平均5.6名が親元就農ということでございます。

このように、国の支援制度を活用し、また、市のそれに対する上乗せを含めながら、新規就農者が5か年間で59名、これまで支援がなかった親元就農の数については5年間で28名となっております。数字だけ申し上げますと、それぞれの地域の農業を維持するための貴重な担い手ということで、一定程度確保はされているのかなと理解しております。

以上でございます。

○6番（久間寿紀君）

一定の人数は確保されているということではございますけれども、高齢化が進んで、あと5年、10年後にはさらに高齢化が進んで、農家戸数、農業従事者も減ってくるのではないかと思います。

今の状況ですけれども、お茶が、市長も海外輸出とかで一生懸命頑張っていたいておりますけれども、一番よかったときまでは及んでいませんけれども、二、三年前までが悪かったけん、特に、碾茶の台頭ということで、碾茶は3倍、4倍の値段をしているということで、今朝の農業新聞にも載っておりますけれども、お茶が足りないと。煎茶、かぶせ茶も例年というか、3年前よりか、いい値段で推移していると載っております。結局、私は思うんですけれども、お茶だけでなく、ミカン、イチゴ、何でも一緒ですけれども、いいときは皆さん頑張ってやっておられますけれども、どうしても値段が下がるとみんな後継者が残らなくて、今回のようにお茶がよくなったといっても、やめた人は戻ってこんし、やめとる茶園は元には戻らないという現状だと思います。

昨日伺いましたけれども、今、JAふくおか八女の茶業青年部、これは筑後市も広川町も含めてですが、40歳前ぐらいまでだと思いますけれども、この間、今40名と答えていただきました。なかなか若い人がいないということは、10年、20年後にはいよいよする者が減ってしまうんじゃないかなと思っております。特に、八女市は農林業のまちだということで対外にも知られておりますけれども、20年後、30年後どうなるのかなと不安に感じているところでございます。

農業後継者不足問題への対応ということで、市の具体的な施策はどういうことをやっているのかということで、先ほど同僚議員も聞かれておりますけれども、具体的に教えていただきたいと思います。

○農業振興課長（栗原勝久君）

御説明申し上げます。

後継者対策ということで、これまでの施策を一部御紹介させていただきますけれども、当然、JAとか普及指導センター、関係機関と連携をして取り組んでおります。先ほどの新規就農者の問題につきましては伴走支援ということで、就農相談、技術習得、資金面、農地、住居の確保、各方面から総合的に関係機関と連携してやってきておるということで、1つ目は、八女市担い手育成総合支援協議会の御紹介をしましたけれども、市としても専門的就農相談員を設けておりますので、就農ビジョンの策定から、就農後の不安定な時期のほ場巡回、声かけ、一貫した伴走支援を指導機関と一緒にチームを組んでやっておるという状況でございます。

それから、就農準備に向けて、当然、農地施設等が必要になりますので、そういったマッ

チング支援についてもＪＡのほうに呼びかけながらやっておりますし、就農後の新規就農者への里親制度を活用したケアもやっておるということを御報告します。

それから２点目、新規就農支援対策会議という中で、県の教育指導機関の認可を受けながら、施設園芸についてはＪＡの就農支援センターのほうで、イチゴ、ナス、トマトについて毎年５名から７名の受入れを行っております。それから、当然、対策会議の中で部会を中心に、果樹、お茶とその他品目についても部会の御協力を得ながら、そういった相談があれば研修の受入れ等も進めておるところでございます。

給付金的な支援になりますけれども、これまでの国の交付金、新規就農という形で、３年間１,５００千円交付をされておりますけれども、市としましては、それに上乗せ１,０００千円という形で、３年間の上乗せ支援ということで、これは当然、国の支援への上乗せということで、５０歳未満を対象とした形での支援をこれまではやってきたところでございます。

市独自で、先ほど答弁にもありましたように、新規拡充事業がございまして、これまでの国の交付金の対象にならなかった５０歳以上、上限は６５歳未満としておりますけれども、そういった方も八女市にどんどん呼び込もうじゃないかということで、これは一定程度５０歳未満との制度の差を若干つけたところでありますが、年間５００千円ということで新たに拡充を行っております。

それから、親元就農につきましても非常にお声もありまして、本年度、新規事業ということで、新たに八女市親元就農支援給付金事業という形で創設をしております。補助区分については二通りありまして、５０歳未満については１,０００千円、それから、５０歳以上６５歳未満で５００千円ということで、補助区分の差を若干つけておりますけれども、こういった現場のニーズに沿って八女市では親元就農も動機づけとして始めましたし、市外からの就農誘致についても、当然、５０歳以上にも新たな拡充を入れ、ぜひ市のほうに来て就農していただきたいということで新たな取組を始めたところでございます。

今後も様々な支援には努めていきたいと考えておりますけれども、具体的には高収益作物への誘導ですとか、ハード的には農地の整備、それから、当然スマート農業の可能性についても推進をしておりますので、いろいろな取組を進めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○６番（久間寿紀君）

ありがとうございます。

後継者への支援とか、５０歳以上でも市に帰ってきて農業をやる方への支援ももちろん大事だと思います。特に、先ほども言いましたけれども、八女市は農業のまちということでいえば、１０年、２０年、３０年先も農業を続けている人がいっぱいいるような八女市にしていかなければいけないと思いますので、そこら辺の対応をよろしくお願いしたいと思います。

それでは次に、林業問題について話を聞いていきたいと思いますが、まず、令和2年の国勢調査では林業従事者は176名となっておりますけれども、現在、どのくらいの方数が林業に従事されていますか。

○林業振興課長（月足和憲君）

お答えいたします。

八女市の林業従事者につきましては、先ほど農業振興課長のほうは農林業センサスの一番新しいのをお答えさせていただいておりますけれども、当方がまだ2025年の数字を把握しておりませんので、申し訳ありませんが、平成22年が176人、平成27年が192人、令和2年が176人ということで、ほぼあまり変わらないぐらいの数字で今回も従事者を確保できているのではないかと考えております。

また、そのうちの一番現場で働いていただいております一人親方というのがおりますけれども、その数字的には75名がやっておられますので、これは平成27年からあんまり変わらないような数字でございます。

以上でございます。

○6番（久間寿紀君）

農林業従事者の高齢化問題と後継者不足ということで伺っておりますけれども、私の近所ですね、昔から山を持っとくと財産ばいという感じで、山がどんだけあるばいとかという話がようあったんですけども、最近、木材の値段が少しは上がってきたとはいえ、山の仕事をしていない人は、先ほどの農業と一緒にすけれども、今はなかなか山の手入れもしないということで、どんどん手入れをする人がいなくなり、今、荒れてまではないけど、間伐とかもされず、山に入られていないという山が大変増えているのが現状でございます。

ただ、このまま手をこまねいているわけにはいきませんので、市はどういう捉え方をされているのかということをお伺いしたいと思います。

○林業振興課長（月足和憲君）

お答えいたします。

八女市の林業について市はどう考えているかというところでございますけれども、まずは山林の所有者の7割以上の方が——7割以上よりも9割近いかと思いますけれども、そういった方が森林組合等の林業事業体に作業の委託をしてあるというのが実情だと思います。そのうちで、森林経営の計画を立てて森林施業が行われておるとというのが森林全体の2割ぐらい、そのほかは、先ほど議員も言われましたように、荒廃しそうな林地に対して、県の荒廃森林整備事業によりまして施業を行っておるという状況でございますので、そういった作業自体の仕事量についてはたくさんある状態で、要は今後、森林の経営という面で所有者の方がどんなふう考えておるのかというところが、今、まさに課題となっておりますのでご

ざいます。

以上でございます。

○6番（久間寿紀君）

先ほどから何回も言っておりますけれども、農業に限らず、林業も後継者不足は本当に深刻な問題でございまして、私の住む地域では林業で生計を立てているという方はほとんどいらっしゃらないというのが現状で、山は持つとるけど、どうしようもないなど。前々回の質問のときやったかな、おやじの代から受け継ぐなら市がもらってくれんか、ただでよかばいという方がたくさんいらっしゃいます。

そういうことにならないように、前回の質問のときに森林経営管理制度意向調査というのを上陽町をまず皮切りにやりますということだったんですけれども、その後、具体的にその進捗状況というか、分析結果が出たのかというのをまず伺いたいと思います。

○林業振興課長（月足和憲君）

お答えいたします。

令和6年から令和7年にかけて、上陽地区の、要するに森林の施業がここ10年間行われていないという山林に対しまして、今後の森林の経営について所有者の方にアンケートを行った次第でございます。

調査の対象面積としましては2,673ヘクタール余りで、回答のあった森林面積は1,752ヘクタールでございました。回収率としましては66%でございます。

そのうち、今後も自身で林業を続けたいという方が25%、それと、誰かに委託して林業を続けたいという方が45%、何もしないでそのまま置いておくとお答えされた方が30%という結果になりました。また、誰かに委託したいと回答された方のうち、90%の方が森林組合や林業事業体、そういったところに作業の委託を希望してありまして、自伐型林業等への委託を希望されてある方は数%ということで、あとの10%近くは今のところいろいろは考えていないという調査結果になりました。

そういった状況を踏まえまして、誰かに委託したいと答えた方が9割近くもございましたので、そういった林地につきましては、さらに現地の調査を行いまして、施業の集約化等の検討を行い、経営が成り立つ森林につきましては、そういった所有者と林業事業体をつなぐ役割を市のほうが果たしながら、今後の林業経営等を進めていくと考えておるところでございます。

以上でございます。

○6番（久間寿紀君）

自分でしたり委託したりしながらも林業を続けたいという方が7割以上いらっしゃったということで、私も少しびっくりしておるところでございますけれども、高齢化や後継者不足

ということで、これは農業も一緒ですけれども、小手先だけの支援ではなくて、支援はもちろん大事ではございますけれども、市長がよく言われる中・長期的なビジョンでどういう方策を考えられているのかということをお伺いしたいと思います。

○林業振興課長（月足和憲君）

お答えいたします。

議員の御質問の中・長期的なところというのは、農業も全く変わりませんけれども、要は林業の担い手の育成、確保をどうするかということだと思っております。そういった部分につきましては、引き続き国や県の制度を最大限に生かしまして、次世代を担う多様な人材の確保に努めてまいりたいと思っております。

それと、先ほど市長答弁のほうにもございましたように、本年度から新たに地域おこし協力隊制度を導入いたしまして、それを活用いたしまして外部人材の積極的な受入れを通じまして、林業施業のみならず、地域力の維持強化を図る目的で取り組んでいこうと考えております。

その取組の中としましても、地域の林業事業体のほうが積極的に人を育てるということを申しておりますので、未経験者でありましても段階的にステップアップできるような支援体制を構築して、次世代の林業の担い手づくりを進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○6番（久間寿紀君）

ありがとうございます。

私の近くで、伐採した後新しく木を植えて、森林組合が代わりに手入れをしているというところがあるんですけれども、この間、農林水産省にも伺って話も聞いたことがあります。国、県の補助制度が下草刈りとかに関して5年間しか出ないということで、森林組合もその補助金でお仕事をしていらっしゃると思うんですけれども、5年たったら資金がないので、持ち主も出さないのか知らないんですけれども、5年間で終わりということで、カズラが上って、このままじゃ大きくならんのではないかなと感じるところでございます。

現場の実態として、木の伸びるところ伸びないところ、もちろんカズラが多いところ少ないところはあるんですけれども、かみ合っていないんじゃないかなとは思いますが、そこら辺のところはどうでしょうか。

○林業振興課長（月足和憲君）

お答えいたします。

今、議員がおっしゃっているのは、国とか県とかの補助事業の森林環境保全整備促進事業のことだと認識をいたしております。この事業につきましては、議員がおっしゃったように、5年で3回まで下刈りができるという内容になっておるようでございます。現場の状況でい

ろいろ違うとは思いますが、例えば、2メートル以上に育っていたら補助事業にのらないとか、そういった部分があると思います。また、山々もそれぞれ環境も違うというところで、成育も違うということからすると、つるが伸び過ぎたりとか、そういったことがあると思います。

市としましては、市の単独事業としまして、6年目以降の下草刈り等の補助を令和4年から設けております。この補助率につきましては45%の補助ということで、国、県の補助事業というのが算定係数とかを用いて最大83%まで補助があるということからすると、国、県の補助事業外になってしまう山林が出てくるというところを補うための市単事業を設けておりますので、現場の状況等を考えながら、委託事業者であります森林組合等と所有者の方もよく相談されながら、林業の施業に努めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○6番（久間寿紀君）

ありがとうございます。

今、市単の補助もあるということでしたけれども、一般の方はなかなか分かっていらっしゃる方がたくさんいらっしゃると思うので、これはほとんどが森林組合とか一人親方とか、その辺の方が仕事をやっていただいておりますので、そこら辺のところに周知をお願いして、少しでも山の手入れができるようお願いしていただきたいと思います。

山林には災害を防ぐという資産的な役目があるとよく言われますけれども、現在、もちろん課長は御存じですが、50年以上100年ぐらいの大きい山で間伐もされていないということで、逆に言うなら山の崩壊が進むという状況にもなっているところです。間伐も全然していないので根張りが悪いということで、もしもっと大きな水害とか地震とか台風とか来たら、それこそ山が崩壊してしまうんじゃないかなという場所もたくさんございます。山々は水源の確保ということでも大事なもんでありますし、八女市の約6割5分、7割ぐらいが山林ですが、ここで流れ出た水が下々に流れて、最終的には有明海まで行くわけですが、下々の水田、あとはノリとか海の幸とかというのも山の水がなければ駄目ですので、その辺のところをよく考えていただいて、森林、林業に対してももうちょっと考えて——考えてもらいよるけど、もっともっと考えていただきたいと思います。

ちょっと違うんですけど、今の大きくなり過ぎた木、後に道路問題でも言うんですけども、前の一般質問のときに、道路の横に大変危ない木があって、これを切るのに環境譲与税とか環境税を使えないのかなということで質問したと思うんですけども、実は私の勉強不足で、危険木処理の補助制度があるということですが、市民の方々にもあんまり知られていないんじゃないかなと思うので、その辺のところを詳しく説明していただきたいと思います。

○林業振興課長（月足和憲君）

お答えいたします。

まず、国の森林環境譲与税という交付金の使途としましては、やっぱり森林の施業に予算を使っていくということで、八女市のほうは事業の設計とか、そういったものを行っているわけですが、この森林環境譲与税の使途の目的としまして、今言われます危険木の伐採等につきましても他市町村のほうでも取り組んでおるという事例がございましたので、令和7年度からそういった危険木に対しての補助交付を行うようにしておるところでございます。

ただし、危険木という定義としまして、やっぱり自宅とか、公民館とか、あと、インフラ、電線とか、そういったライフラインに対して危険を及ぼす樹木に対してということで、また、補助の要件としましては、あくまでも5条森林と言われる山林ですね、地域森林計画が立っている森林でそういった危険木的な箇所があるというものに対して補助交付を行うような設計にしておりますので、いろんなところからお話は出てくるかと思いますが、今後におきましても、市や森林組合のほうに御相談して、対応していきたいと思っております。

以上でございます。

○6番（久間寿紀君）

ありがとうございます。

要件がいろいろ厳しいということですが、八女市の道路はほとんど電線が通っておりますので、どこも危険じゃないかなと思います。林地でなければいけないということですので、畑のふちに立っとなか宅地の横に立っとなかというとはいかんということだと認識してよろしいでしょうか。——知らない方もいらっしゃると思いますので、この話を聞かれた方で、自分のところは将来的に台風とか地震が来たときは危ないというところは早めに対処していただいて、こういう補助制度があるということで周知徹底をして、もっと知らしめていただきたいと思います。

この農林業の後継者問題ということに関しては、先ほど市長答弁でも答えていただきましたけれども、市長、何か言いたいことがあったら一言よろしいですか。

○市長（簗原悠太郎君）

お答え申し上げます。

農林業というのは、今もそうですし、今まさに2040年ビジョンを策定しておりますけれども、将来にわたっても八女市の基幹産業であると。つまり、それは八女市の雇用の受皿であり、また、八女市の発展には必要不可欠なものだということで、これはこれまでの議会、様々な場面で申し上げているところでございますけれども、農林業の発展が八女市の発展につながると、直結するということで、しっかり担い手確保も含め、農林業の発展には引き続き

取り組んでまいりたいと思います。

その中で、今日は総論的に様々な支援策の話をいただきましたので、私も総論的なところで申し上げますと、今後の農林業の発展には、これも過去の答弁でも申し上げたところだと思いますけれども、1つは、やはり両方に通じて必要なのは生産性を上げていくこと、できるだけ生産のコストを下げていくというときに、一方で、イラン情勢の悪化によって燃料だったり物資、様々な価格が上がっている。また、物資は手に入らない状況もございますので、そこは当然、生産性を上げる、できるだけコストを下げるという取組をしつつも、やはりそこには限界があると。そうすると、農業にしても、林業にしても、いかに出口のほうを高く売っていくかというところが大事になってきますが、そこで、農業のほうに関しては、引き続き高品質の農産物を作っていただくための環境整備も大事ですけれども、やはり物を作って売るだけではそれも限界がある。そういった意味で、2040年ビジョンで2つの「しょく」を掲げておるのも、八女市で生産してもらった質の高いすばらしい農産物をさらに付加価値を高めるために、いわゆる料理のような形でさらに付加価値を高めるだったり、そういった取組をこれからやっていきたいなと思っております。

一方で、林業のほうは、ウッドショックを経て、議員も御指摘いただいたとおり、底値は脱していますけれども、それでも、なかなか林業だけで生計を立てるにはまだまだ難しい。特に、コスト高を背景に、木材の価格を何か政策によって大幅に上げるというのは構造的に難しい部分があると思いますけれども、一方で、これも議員から御指摘いただいたとおり、八女市の森林の存在というのが下流域も含めた災害の防止でしたり、生物多様性の維持、本当に八女市にとどまらない広域的な価値を大きく生んでいることは間違いありませんので、そういった価値を、ずっと多面的機能の維持強化といったような形で国のほうも取り組んでいただいているところでありますけれども、今日、議員から御指摘いただいたとおり、国の補助制度もまだまだ改善の余地がある部分もあると思いますので、そこはしっかり市として引き続き国や県等にも、より支援策の充実、農業もそうですけれども、林業というのは広域的な裨益の観点から、やはり国、県で広域で取り組んでいただかないといけないことも多くあると思いますけれども、当然、市の単独事業でも取り組まないといけない。まだ改善を図れる部分、支援策、政策は多くあると思いますので、引き続き農協や森林組合、それぞれの従事者の皆様と密に連携しながら、今後、その発展にはしっかり取り組んでまいりたいと思います。

以上です。

○6番（久間寿紀君）

ありがとうございます。

ちょっと時間が大分押してきましたので、質問2の山間部のにぎわいについてということ

で、(1)から(4)は関連がありますので、同時に質問していきたいと思います。

八女市にはたくさんの県道、市道がありますがけれども、なかなか住民の皆さんに満足していただけるような手入れができていないということもありますので、交流人口が増えれば車の通りが増えます。また、車の通りが増えなければ、そこでのいろんな祭りとかができないということで、かなりつながっているんじゃないかなと思います。

市道、県道の幹線道路の管理については一体どうなっているかということをまず伺いたいと思います。

○建設課長（木村 孝君）

お答えします。

市道につきましては、地元の協力で道路愛護活動を行っていただいております。市長答弁にもありましたように、作業困難な場所は施設管理班及び業者委託により対応しております。また、令和8年度より道路補修等を迅速に対応するためアメニティー事業を開始し、対応しております。

県道につきましては、八女県土整備事務所、地元行政区と協議しながら進めてまいりたいと思っております。

以上です。

○6番（久間寿紀君）

山間部の道路は、先ほども言いましたけれども、枝が道路へ覆いかぶさっている木が多く見られまして、車両の通行の邪魔になるような枝とか木があつて、交通事故とかにつながる前に対応ができないだろうかと思っております。

私のところも、昨日、道路愛護がありまして草刈りをやったわけなんですけれども、その間、見通しが悪いところの枝を地元の行政区長さんがユニック車を借りていただいて、十何人かに出ていただいて、枝を切ったり、自分たちでやったわけです。自分たちが通る道路なので、するのが当たり前ではあると思いますけれども、先ほど林業振興課のほうも話がありましたように、危険木があつたら、そういう補助制度もあるということで、建設課と林業振興課と話をさせていただいて、また、支所あたりがこの木は危ないとかというところを見ていただいたら、そういうことができるんじゃないかなと勝手に思っておりますけど、いかがでしょうか。

○建設課長（木村 孝君）

お答えします。

議員おっしゃる危険木の話なんですけど、まず、道路管理者である市が現場確認を行います。それで、基本的に山林の所有者に連絡して対応を求めることとなると思いますが、それができなければ、先ほど言われたように関係課と協議しながら対応を考えていきたいと思いま

す。

以上です。

○6番（久間寿紀君）

ぜひ早急に考えて行動していただきたいと思います。よろしくお願いします。

冒頭にも言いましたように、交流人口が増えてくれば、道路も必然的にきれいにせんなら事故が起こったりするという当たり前のことですが、私の近所にもふるさとわらべ館という施設があるんですけれども、一昨年からかな、市が直営で頑張っていておりまし、昨日おととい、土曜日は相当な車が、他県ナンバーも来ておりますし、やっぱりそういう方々が増えんことには、うちのところは県道なんですけれども、市も県もなかなか動きがないのかなと。こげん車の多かけん、どげんかしてくれんかいと言うほうがいいんじゃないかなと。ただ単に道ば広うしてくれとか言うても、なかなか県のほうも動きが取れんし、市もできないところはあるかと思っています。

観光振興課のほうですね、これは去年12月にも質問しておるんですけれども、それから半年たちますので、どう対応をしているのかと。交流人口を増やす考えということで、何か計画されていたらよろしくお願いします。

○観光振興課長（持丸 弘君）

お答えいたします。

八女市には多くの観光施設、その他、名所旧跡など、多種多様な観光資源がございます。まずは八女市の観光資源の魅力や情報発信の強化が重要だと考えております。八女市観光サイトやフェイスブック、インスタグラムなどにより観光施設やグルメ情報を発信しておりますが、インバウンド客をはじめ、多くの観光客はSNS等から観光情報を得ているとのことです。

本年度の取組といたしましては、八女市観光サイト及び八女市観光協会各支部の観光系サイトを1つのサイトに統合し、より多くの方が八女市の情報を探しやすいよう進めております。この取組を進めることで、充実した情報発信に努め、交流人口の増加を図っていきたいと考えております。

以上です。

○6番（久間寿紀君）

ありがとうございます。

前の一般質問でも、うちの山の中の茶畑に大型バスで乗りつけて、たくさんの外国人の方が茶畑のお茶摘み体験に来ていたという話をしましたけれども、大変うれしいことです。インバウンド客も伸び率は八女市は結構高いとテレビで見たと思います。インバウンド客に対応するというので、何か実施されていることがありましたらよろしくお願いします。

○観光振興課長（持丸 弘君）

お答えいたします。

外国人観光客数については、なかなか実数については把握がしにくいのですが、観光案内所を訪れる外国人観光客は確実に増加をしておると感じております。

コロナ禍収束以降の観光スタイルにつきましては、大型バスで各種の施設を巡るようなものではなく、少人数で好きなところを十分楽しむといったスタイルの需要が増えてきております。また、インバウンドのお客様については、伝統工芸や体験型の観光に興味を示されるお客様も多数いらっしゃいます。

このように、茶のくに観光案内所での来場者のニーズに合った観光プランの提供や、茶のくにタクシーガイドツアーなど、少人数の旅行にも適した形で、八女市の魅力を味わっていただくようなツアーの提供にも今後も力を入れてまいりたいと考えております。

以上です。

○6番（久間寿紀君）

ありがとうございます。

次に、公園の整備についてということでお伺いしたいと思います。

上陽にはダニエルイノウエミュージアムという旧ほたと石橋の館があつて、そこにホテルと石橋の里公園というのがあるんですけども、この前から土日はたくさんの人が来て、川につかって遊んでいたんですが、なかなか駐車場が足りずに路上駐車がなくて、付近の住民が迷惑しているということも聞きますけれども、対応のほうはどのようなになさっているのでしょうか、よろしくお願いします。

○上陽支所長（大坪励子君）

お答えいたします。

路上駐車への対応は、昨年より地元関係者と八女警察署、八女消防署と協議を行い、道路上に駐車禁止の立て看板、バリケードやカラーコーンを設置し、路上駐車防止を図っております。

以上でございます。

○6番（久間寿紀君）

時間があと10分ぐらいになってしまいましたけれども、ほかに八女市内で人が集まる公園の整備計画があればお伺いしたいと思います。よろしく。

○建設課長（木村 孝君）

お答えします。

市長答弁にもありましたが、新規公園の整備、既存公園のリニューアル等、関係部局と連携して、今後、検討していきたいと考えております。

以上です。

○6番（久間寿紀君）

ありがとうございます。

私は昨日おととい、別のところで用事があったので、黒木の田代のほうのホタル祭りに夕方寄ったんですけれども、道も当然広くならないかと地元の方もおっしゃっていましたが、車は恐らく200台ぐらい来て、もちろんイベント的にキッチンカーとかも来ていたんですけれども、熊本ナンバーとか福岡ナンバーとか、私のところも山奥ですけれども、こんな山奥まで来て、昼頃からあっているという話だったんですけれども、そこで遊んで帰られるということで、地元にも少なからずお金を落とされるのかなと感じております。

こういうイベントが昔からの村町単位で、八女上陽まつり、八女黒木大藤まつりとか、八女矢部まつり、八女星のまつり、いろんなところであっておりますし、また、小さな集落でもいろんな行事、祭りとかをみんな頑張ってやっております。高齢化でなかなか運営が厳しいというところもありますけれども、こんな施設を周遊するような施策は何かないのかなと私は思っております。毎月1か所、2か所そういうところがあれば、八女市を訪ねる方も増えるんじゃないかなと思っておりますけど、その辺はどうでしょうか。

○観光振興課長（持丸 弘君）

お答えいたします。

点在する観光施設を周遊してもらう施策といたしましては、スタンプラリーなどの方法をもって周遊を促すことも考えられます。2月から3月にかけて行いました雛の里八女ぼんぼりまつりでは、八女福島の伝建地区と黒木の伝建地区の両方を回らないと解けない謎解きイベントを実施しております。また、八女市、筑後市、大川市、柳川市、みやま市、広川町、大木町の筑後七国のスタンプラリーとか、南北朝の歴史のつながりで6市町を巡る歴史街道スタンプラリーも実施しております。

以上でございます。

○6番（久間寿紀君）

ありがとうございます。

先ほど言ったように、もちろん従来ずっとあっている祭り、伝建地区も一緒ですけれども、そのほかに、先ほど言ったような小さい祭り、イベントなどを一生懸命企画してやっていらっしゃるところが多いので、そういうところまでも周遊できるような施策を考えていただきたいと思います。

新たなイベントに対してですけれども、私の知り合いに元競輪選手がいらっしゃるんですけど、福岡県ではヒルクライムという競技があっていないから、ぜひ八女市でしてくれんかいという話があったんですけれども、これはなかなか実施するには大変だとは思いますが、何か

新しいイベントをやっていかなことには人も寄ってこんと思うとですよ。だけん、その辺のところ、時間ありませんけれども、私のところには朧大橋というでっかい橋もございますけれども、これもどこにでもない高さではないかなと思います。私はそれをするのに幾らかかるか分からないんですけど、バンジージャンプとかしたらどうかなと思っております。

あと5分しかありませんので、市長の考えを最後に伺って、終わりたいと思います。

○市長（簗原悠太郎君）

お答え申し上げます。

広い八女市でございますので、各観光地を周遊してもらい、そういった施策を打っていくことは非常に重要だと思います。

今、具体的ところでヒルクライムの御提案をいただきましたけれども、去年、県の事業でマイナビ ツール・ド・九州を黒木町で開催いただきまして、本当に多くの方に八女市内外から集まっていたいて、地元への経済効果というのも非常に大きかったらうなと分析をしております。

やはりああいう公共の道路を使うイベントとなると、当然、規制等の関係もありますので、なかなか簡単にできない部分ではあります。ただ、ヒルクライムとか、高低差があるからこそ、多くのライダーの方、観客の方によりよいコンテンツを提供できるのかなと。まさに山間部を多く抱える八女市だからこそ、選ばれるようなイベントだと思いますし、そこに関しては、当然、そういったところも行われるといいなと思う中で、やはり問題なのが誰が主催してやるのかというところで、マイナビ ツール・ド・九州は福岡県が主催してくれましたので、様々な規制対応を含めて県のほうでやってもらえた。一方で、今、議員御指摘のとおり、旧町村時代からやっているお祭りも担い手の方がどんどん高齢化して減少して、事務局を市のほうでやってくれないかという相談がいろんなところから来ている。一方で、やはり市のほうも市役所全体的にスマート化を図っていかないといけない中で、なかなかそういった様々な地域行事の事務局を市のほうで全て引き受けるというのも難しい中で、こういったイベントも当然積極的にやらないといけないですけども、そこをどう運営していくかというのは、それぞれの地域のいろんなお声だったり実情に応じて柔軟に対応していきたいなと思います。

朧大橋の活用についても、私も以前、上陽のイベントで地元の若い方とそういった話はさせていただきまして、やはり広い八女市ですので、なかなかそこも市主導でやるというのも難しい。ただ、そこで地元からそういう新しいいろんな取組に挑戦してみたい、やってみたいというお声があれば、それはどんどん積極的に我々としても協力はしたいと思いますので、ぜひ地元の方と、上陽町、それぞれのほかの地区もそうですけれども、ぜひ市議の皆様と地元の方で何かそういった御提案をいただければ、我々としてしっかり対応してまいりたいと

思いますので、今後とも密にコミュニケーションを取りながら、各山間部のにぎわい創出、周遊のための取組を積極的に推進してまいりたいと思います。

以上です。

○6番（久間寿紀君）

ありがとうございます。

私は議員になって何回も言っておりますけれども、人口が減っておりますので、八女市全体の人口が20年後、30年後、3万人台になるということで、当然、八女市東部のほう、山間部のほうはもっと減り方がひどくて、最終的にはもういなくなってしまうんじゃないかなという不安にも駆られております。

先ほどから言いましたように、市長も力強い答弁がございましたので、私たちは当然ですがけれども、市民の方と一緒に、また、市全体となって東部のほうの特に山間部の発展に力を出していただきたいと思いますので、これで終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（橋本正敏君）

6番久間寿紀議員の質問を終わります。

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

会期日程に従い、明日2日は引き続き一般質問を行います。

本日はこれをもちまして散会いたします。お疲れさまでした。

午後3時20分 散会